

めていきます。

また、講師や案内者は、メニューに合わせて専門家、民間団体、市民ボランティア、市職員などが対応できるようにし、必要な人材育成に努めるとともに、各主体と連携して体系的な教材づくりを行います。

なお、市民が気軽に参加できるよう広報の充実に努めるとともに、メニューごとに修了証を交付するなど市民の参加意欲を向上させる仕掛けづくりにも努めていきます。

○環境教育副読本を作成します。

○環境ライブラリーを設置します。

イ 環境出前講座の開催

職場や小グループで手軽に環境を学びたい市民等のために、職場やグループ等の依頼に応じて市民ボランティアや市職員などを派遣し、自然環境やごみ・リサイクル、地球温暖化問題など幅広い分野のメニューからなる環境出前講座を開催します。

5-3-3 人材育成

ア 環境教育指導者研修会の実施

学校教育や社会教育などさまざまな機会環境教育を行う場合、核となる指導者を育成する必要があります。

本市独自で行う環境教育のための人材育成としては、平成18年度から始めた環境教育指導者研修会があります。取り組みはまだ緒に付いたばかりですが、宮城教育大学との連携による内容の充実ぶりを始め、応募状況や参加者の意欲的な受講態度などから、着実な成果が期待されます。

今後も、教員や社会教育施設の職員その他環境教育に関心のある一般市民を対象に、宮城教育大学と連携した環境教育指導者研修会を継続して実施していきます。

5-3-4 指導法及び教材等の整備

ア 環境教育の指導力向上

宮城教育大学の教官が市内の幼稚園、小中学校を訪問して環境教育の模範授業を行うほか、幼稚園や小中学校教員による環境教育の授業等に対して助言してもらうなどにより、宮城教育大学の専門性を活用して幼稚園や小中学校教員の環境教育の指導力を向上させていきます。

イ 環境教育副読本等の作成

本市の環境素材をいかした環境教育副読本を始めとした環境教育のための教材を作成し、学校教育や社会教育、職場教育などの場で活用していきます。

ウ 環境ライブラリーの整備充実

さまざまな環境学習資料の収集及び体系的な整理に努め、学校やグループ、職場等の希望により貸し出しや相談などに対応できるようにします。

また、インターネット上に本市独自の環境サイトを設け、さまざまな環境情報を提供するとともに、電子メール等によって環境に関する相談に対応できるようにします。

5-4 計画期間内に達成すべき目標

○市内すべての小中学校で自然体験学習を実施します。

○ネイチャースクールの開催回数40回、累計参加者数2千人を達成します。

○環境教育指導者の人材登録者数を50人以上にします。

6 市民等の自発的な活動の促進

この施策は、登米市環境基本条例第26条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第26条の規定は下記のとおりです。

(市民等の自発的な活動の促進)

第26条 市は、市民等又は民間団体等が自発的に行う緑化活動、清掃活動、再生資源回収活動、自然とのふれ合い活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等又は民間団体等が自発的に行う次の各号に掲げる活動に対し、その管理に係る施設、備品等をその用途又は目的を妨げない限度において、無償でこれらの者の利用に供する等最小限必要な範囲で便宜を供与することができる。

- (1) 緑化又は草花の植付け等の活動
- (2) 清掃その他の環境美化活動
- (3) 再生資源の分別又は回収活動
- (4) 野生生物の愛護活動
- (5) 公共用水域の浄化活動
- (6) 環境保全意識の普及啓発活動
- (7) 前6号に掲げるもののほか市長が良好な環境の保全及び創造に資すると認める活動

以上のような条例の規定を踏まえ、ここでは、市民による自発的な環境保全活動の現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

6-1 現状と課題

(1) 現状－環境保全活動に対する市民意識－（市民アンケート調査結果から）

本市が平成18年度に実施した市民アンケートの結果では、18歳以上の市民の44.8%、小中学生の49.0%が環境を守る活動に「ぜひ取り組んでみたい」または「どちらかといえば取り組んでみたい」と答えており、環境保全活動に意欲のある者は半数近くにのぼっています。この結果は市民との協働で環境行政を進める上でたいへん心強い結果であり、その素地は整っていると言えるでしょう。年齢層をやや細かく見ていくと、環境を守る活動に「ぜひ取り組んでみたい」または「どちらかといえば取り組んでみたい」と答えたのは小学5年生では60.9%に達していますが、中学生から働き盛りの年代では4割を切ってやや少なくなり、高齢者層で再び増える傾向がはっきりと表れています。こうした結果を見ると、時間的に余裕のある年代ほど環境保全活動への意欲が高いと言え、そうした意欲に応えるためには、特に子どもや高齢者を対象にした環境保全活動の受け皿づくりが必要だと言えそうです。

(2) 課題

総じて高い市民の環境保全活動意欲に対して、その意欲に応えるだけの受け皿や体制が十分整っているとは言えない状況にあります。

一人ひとりの意欲が高くとも、まとめ役を担う核となる人がいなかったり、具体的に何をしたらいいのか分からないといった声をよく聞くことがあります。

市内の活動団体やその取り組みを紹介するなどして会員の環を広げたり、研修会を開催あるいはネットワークを構築して情報交換を活発にして団体相互のレベルアップを図るなど、市民等の自発的な環境保全活動の活性化を図るため、調整役や相談役としての市の支援機能の充実が求められています。

6-2 施策展開の方向及び施策別の具体的取組事項

ア 緑化運動及び花いっぱい運動の推進

市民等が行う緑化運動や花いっぱい運動に対しては、引き続き市有地を花壇などとして使用させる、職員が団体の事務を補助するなどの便宜供与を行うほか、必要に応じて補助金を交付するなどの支援措置を講じ、これらの活動が息長く継続されていくよう努めていきます。

イ 環境美化運動の推進

市民等による環境美化運動としては、従来から市が市民等に呼びかけて町域または地域ごとに行う一斉清掃や各種クリーンキャンペーンのほか、民間団体などが自主的に行うごみ拾い活動などがありました。最近では企業などが社会奉仕活動として行うごみ拾い活動なども盛んになっています。

こうした活動に対しては、ごみ袋の配付や集まったごみを運搬するなどの便宜供与を行うほか、通常は有料のごみ処理費用を減免したりするなどの支援措置を講じ、これらの活動が息長く継続されていくよう努めていきます。

ウ 資源ごみ回収運動の推進

資源ごみはあらかじめ決められた資源ごみの回収日に市が回収しているほか、子ども会活動などで市民等が自主的に資源ごみの集団回収を行っています。

こうした自主的な活動はごみ減量化やリサイクルの意識を市民や子どもたちに浸透させる上で効果的で、社会奉仕実践活動の機会としての役割も果たしています。市ではこれまで資源ごみ回収報奨金を交付して、こうした活動を後押ししてきましたが、今後も費用対効果などを見極めながら、活動の継続が可能となるような支援措置を講じていきます。

エ 自然保護活動の推進

ラムサール条約の登録湿地や天然記念物などの貴重な野生動植物の生息地を抱える本市には、数多くの自然保護団体がそれぞれ地域で豊かな自然を守るための活動を行っています。こうした活動は貴重な自然や身近な自然を維持する上できわめて重要であり、今後ますますこうした団体との連携を深める必要があります。

市では、地域住民の協力をいただきながら、貴重な動植物の生息地における保全対象の動植物の生息状況や外来生物の繁殖状況などの情報を収集し、保全に役立てていくことにしています。ふだん地域でこうした動植物を間近で見ている自然保護団体から情報を提供してもらうとともに、取りまとめの結果や学識経験者のアドバイスを自然保護団体に還元するなど、日ごろから情報交換に努め、地域の地道な活動が末永く続くよう、支援を図っていきます。

オ 水質浄化活動の推進

伊豆沼・内沼や長沼、長沼川などでは、汚れた水を何とかきれいにしようと、市民らが自発的な

水質浄化活動に取り組んでいます。

こうした活動には小中学校が環境教育の一環として参加しているところもあり、マコモや筒菜などのように成長に伴って水の中の栄養分を大量に吸収し水質浄化機能を持つ植物の苗を植えるなどの取り組みを長年にわたって続けています。

市では、こうした活動をさまざまな側面から支援してきましたが、こうした活動と歩調を合わせながら、抜本的な水質浄化対策に取り組んでいくことにしています。

カ 省エネルギー運動の推進

市内ではPTAや婦人会、消費者団体などさまざまな組織が地球温暖化問題を学びながら、身近でできる省エネルギーの実践活動に取り組んでいます。

市では、こうした活動が幅広く市民の間に浸透し、定着していくよう、研修会その他の情報提供の機会を設け、優れた取り組みを紹介するなどの支援を行っていきます。

また、こうした活動を行う市民や団体が相互に情報を交換し、レベルアップを図ることができるよう、ネットワーク組織の構築を図ります。

6-3 計画期間内に達成すべき目標

- 市民等の自発的な環境保全活動への支援メニューを充実し体系化を図るとともに、環境保全団体のネットワーク組織を構築し、情報交換の場を整備します。

7 情報の提供及び普及啓発

この施策は、登米市環境基本条例第27条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第27条は情報の提供と普及啓発について下記のように規定しています。

(情報の提供及び普及啓発)

第27条 市は、第25条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条第1項の市民等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する知識の普及及び意識の啓発を図るため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民等を対象にした行事を開催すること。
- (2) 市民等が意見、体験等を発表できる機会を設けること。
- (3) 象徴となる意匠等を用いた広報により市民等への浸透を図ること

以上のような条例の規定を踏まえ、ここでは、登米市における環境情報の提供と普及啓発に関する現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

7-1 現状と課題

(1) 現状

市民との協働で環境施策を推進していく上で、正しい情報をタイムリーに提供したり、環境保全に役立つことを繰り返し市民に呼びかけていくことはとても大切なことです。

これまでも市では、市の広報紙やホームページを始め、市内各所にポスターを掲示したり、各家庭にチラシを配付したりして、市民に対して環境に関するさまざまな情報提供や呼びかけを行ってきましたが、平成19年には登米市環境基本条例で伊豆沼・内沼がラムサール条約に指定された日(1985年(昭和60年)9月13日)を記念して9月13日を登米市民環境の日と定めたことから、登米市民環境の日を中心に、その前後でさまざまな環境イベントを行い、たくさんの市民の参加を得ることができました。

また、登米市の環境保全活動のシンボルとして、平成19年3月に市民からの公募で登米市環境キャラクター「トメル君」、「オトメちゃん」を策定し、「登米から止めよう温暖化!」、「持続可能な富めるまちー登米!」を合い言葉に、環境キャラクターを用いた親しみやすい広報に努めてきたほか、環境キャラクターをプリントしたTシャツやうちわ、マイバッグを作成して市民に配付し、クールビズ運動やマイバッグ運動への参加を呼びかけ好評を得るなど、環境に関する普及啓発では一定の成果を上げてきました。

(2) 課題

これまで市民に提供してきた環境情報や普及啓発は、体系化されていたものではなく、クールビズやウォームビズなど、政府のキャンペーンに呼応するなどして、その都度時宜に合ったと思われるものについて行ってきました。

その内容は必ずしも市民との間で密接な意思疎通があったものではなく、行政側が一方的に行ってきたというきらいも否定はできません。

そのため、情報提供や普及啓発のテーマが、多岐にわたる環境の諸分野の中で特定の分野に偏る傾向も見られ、市民からさまざまな分野の情報提供依頼などがあった場合には必ずしも満足にえられる状況とは言えませんでした。

また、他の自治体が充実したホームページを開設し、市民と行政との双方向での情報交換も行っている中、IT活用への対応には遅れも見られ、市民がほしい時にほしい情報をいつでも提供できる体制にはありませんでした。

積極的な広報や普及啓発に力をいれてきた一方で、こうした欠点も見られたことから、今後は欠点を改善し、よりよい情報提供サービスの充実やより市民が取り組みやすい内容での普及啓発に努めていく必要があります。

7-2 施策展開の方向

環境情報はさまざまなところから発信されており、そのレベルも分野もまちまちです。こうした情報を市民が自分で検索し、自分の求めている情報を見つけ出したり、自分に合った取り組みを探し出したりするのはなかなかたいへんなことです。

市では、市民がこうしたさまざまな環境情報を整理、体系化し、市民に使いやすい形で提供していくとともに、市内の取り組みを積極的に全国に発信していきます。

また、遊び感覚で楽しんで学んだり、自分の取り組みを紹介できるよう、イベントや情報交換の場を整備していきます。

こうした施策展開を図る上においては、国や県、関係機関、専門家、民間団体、活動家などと連携し、質の向上に努めます。

7-3 施策別の具体的取組事項

7-3-1 普及啓発イベントの開催

9月13日の登米市民環境の日に合わせ、その前後で普及啓発イベントを開催します。実施に当たっては、体験と情報発信、交流を重視し、子どもからお年寄りまで、楽しみながら環境を学び、自らの取り組みを発表したり情報を交換できるようにします。

また、多岐にわたる環境の諸分野の中から毎年度時宜に合ったテーマを選ぶなど、毎年の反省を活かし、また他の自治体の成功例なども参考にしながら、質の向上を図っていきます。

7-3-2 情報交換ネットワークの構築

市のホームページ上に環境情報を掲載したポータルサイトを開設し、環境に関するさまざまな情報を分野別レベル別に整理して市民に提供します。

この中で、市民からの情報も掲載するようにし、インターネットを通して市民が相互に意見や環境情報を交換できるようにします。

また、環境保全に取り組む市民や団体のネットワーク組織を構築し、情報交換と切磋琢磨による活動のレベルアップを図っていきます。

7-3-3 環境広報の充実

ア 広報紙を用いた環境広報

市内全世帯に配付されるという市の広報紙の優位性を活用し、市民に確実に伝えたい情報をタイ

ムリーに掲載し、お知らせや大きな話題の周知徹底を図っていきます。

また、登米市環境基本条例に定める登米市民環境の日（9月13日）や環境基本法（平成5年法律第91号）に定める環境の日（6月5日）の前後には、本市の環境施策や具体的な取り組み、環境に関する主な話題などについて特集を掲載し、市民等の環境保全の意識高揚に努めていきます。

イ ホームページを用いた環境広報

ホームページを用いた環境広報は、時と場所を選ばずに、いつでもどこへでも広く広報できるほか、発信できる情報量も多く、手軽な上に費用対効果も高いことから、今後、広報媒体として最も力を入れていきます。

市民はもちろん、市内外のさまざまな人が本市の環境に関する情報をまとめて閲覧できるように、市のホームページの中に環境情報を一元化したポータルサイトを開設し、環境に関するさまざまな情報を分野別レベル別に整理して掲載するほか、植物の定点観察、動物目撃情報、省エネや再利用の知恵、環境に対する思いなど、市民から寄せられた情報も掲載し、情報交換のサロンとして活用していきます。

ウ マスコミを用いた環境広報

地球規模で環境を考える時代においては、環境保全に取り組む主体がそれぞれの活動内容を広く紹介し合い、優れた事例は互いに取り入れながら活動のレベルアップを図っていくことが大切です。こうした考え方に基づいて、本市ではさまざまな媒体を活用して、積極的な環境情報の発信に力を入れていきます。

マスコミによる広報の効果はひじょうに大きいので、マスコミに対しては積極的に情報を提供し、できる限りの採用を働きかけていきます。

エ 環境キャラクターの活用

本市では、市民に親しまれる広報の一環として、平成19年1月に登米市環境キャラクターのデザインを公募し、187点の作品の中から選ばれた最優秀作品をキャラクターに採用しました。

その名も「トメル君」と「オトメちゃん」という可愛らしい男女のペアで、この名前には「登米市から地球の温暖化を止めて、環境と産業の共生した富める地域づくりを進めていこう。」という願いが込められています。

「トメル君」は緑豊かな樹木、「オトメちゃん」は清らかな水をイメージしており、作者は「みんなの力で地球の温暖化が止まり、登米市の美しい水と緑がいつまでも守られることによって、笑顔のあふれる住みやすい登米市がいつまでも続くように」という気持ちでこのデザインを描いたそうです。

これまでこのデザインを用いて作ったポスターやチラシを始め、Tシャツやうちわ、マイバッグなどのエコグッズが子どもたちを中心に市民からたいへん好評を得ているので、本市の環境保全活動のシンボルとしてさらなる定着を図り、さまざまな環境広報で積極的に活用していきます。

また、市の広報だけではなく、市民や団体が行う環境保全活動にも使用を認めるほか、内容を審査の上、環境負荷低減に役立つ商品の表示などにも幅広く使用を認めていきます。

登米市環境キャラクター



登米から止めよう温暖化！

©登米市

オ 登米市民環境の日を中心にした普及啓発

平成19年4月から施行された登米市環境基本条例では、9月13日を登米市民環境の日と定めています。この日は、1985年（昭和60年）に伊豆沼・内沼がラムサール条約に指定登録された日で、この日を機会に市民の環境保全に対する理解と関心を高め、環境保全意識の高揚を図ることとしています。

毎年、登米市民環境の日の前後には環境イベントを行い、条例に定めた趣旨にふさわしい普及啓発を行うほか、広報紙やホームページなどでも特集を組むなどして市民の理解と関心を高めるよう努めていきます。

7-4 計画期間内に達成すべき目標

- ホームページ上に独自の環境情報ポータルサイトを設け、市内外の環境情報が一覧できるようにします。
- 登米市民環境の日（9月13日）の前後に、環境に関する理解と関心を高めるための普及啓発行事を開催します。

8 市民等の参加及び協働の促進

この施策は、登米市環境基本条例第28条の規定に基づいて実施していくものです。登米市環境基本条例第28条は次のように規定されています。

（市民等の参加及び協働の促進）

第28条 市は、この章に定める施策を推進するに当たっては、市民等の参加及び協力の下、市民等との協働に努めなければならない。

2 市は、前項に定める市民等の参加及び協働を促進するため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（1）この章に定める施策の立案、実行及び評価に当たって、市民等の意見を反映させるために必要な措置

（2）この章に定める施策を市民等に普及及び啓発するとともに、これを市民等に浸透させるために必要な措置

（3）この章に定める施策の推進に当たり、市民等の参加の便を図るために必要な措置

こうした条例の規定を踏まえ、ここでは、市民等の参加及び協働に関する現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

8-1 現状と課題

（1）現状

市民等の参加や協力のもとに、市民等との協働で施策を推進していくことは、すべての行政分野においてたいへん重要ですが、とりわけ環境行政においては、市民一人ひとりが日ごろの生活で環境への負荷を少なくするよう心がけ、実践することが施策の成果を大きく左右することから、市民自らの行動参画なくして環境施策を進めることはできません。

市では、環境基本計画の策定に先立ち、平成18年度から廃食油をリサイクルしたバイオ・ディーゼル燃料（BDF）推進事業を進めてきましたが、各家庭や事業所で廃食油を保管し、提供することから、チラシの配付や隣近所への声かけ、廃食油回収時の立ち会いなどまでたくさんの市民による自主的な参加、協力が得られました。こうした参加、協力の環はまたたく間に広がりを見せ、高校生がBDF市民バスのシンボルマークをデザインしたり、文化祭で生徒自ら廃食油を回収するなどの行動にも結びつきました。

バイオ・ディーゼル燃料推進事業は、たくさんの市民や事業者の主体的な参加、協力の下で成り立っており、市民との協働で進める環境施策のモデルケースともなっています。

アンケート調査の結果でも環境保全の取り組みに意欲を持っている市民が多く、それを実際に行動として示した市民がこれだけ多いということは、本市では市民等との協働で環境施策を推進する素地は十分に整っていると言えます。

（2）課題

行政が決めたことを行動段階で市民等に参加、協力してもらっただけでは協働とは言えません。市民等の環境に対する率直な思いを環境施策の柱に据え、市民等のアイデアを取り入れて事業計画を立案

し、それを市民等と一緒に実行して、市民等の声で評価し、反省して次の施策展開に役立てるといったように、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検）－ACTION（是正措置）の各段階において市民等がどれだけ関わっているかが重要な要素です。

市民等との協働で環境施策を進めるためには、市民や事業者などの対話は欠かすことができませんが、それにはあらゆる環境情報や環境計画を積極的に公開し、情報提供するとともに、幅広い市民や事業者を対象に広聴活動を繰り返していくことが必要です。

バイオ・ディーゼル燃料推進事業で見えてきた協働の姿を次の施策展開に結びつけ、企画立案段階から市民等が参加できる新たな協働システムの確立が求められています。

また、市民等の参加を促すためには、市民が参加しやすい体制づくりを併せて進める必要があり、これを新たな協働システムの中に組み込む必要があります。

8-2 施策展開の方向

本計画及び本計画に基づいて行う環境施策については、その方向性や具体的な取り組みをあらかじめ市民等に明示することを原則とし、インターネットのホームページなどを有効に活用して情報の提供と幅広い広聴活動に努めていきます。

また、施策のPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検）－ACTION（是正措置）の各段階において市民等が関与できる仕組みを構築し、本市独自の環境施策協働システムとして確立していきます。

8-3 施策別の具体的取組事項

ア パブリックコメントの充実

登米市市民意見公募手続実施要綱（平成19年登米市告示第123号）に定めるほか、環境施策やそれに基づく事業計画の策定に当たっては、ホームページ等により市民等の意見を聴取できるようにしていきます。

また、事業が実施され、または事業が終了した際には、事業への要望や感想、反省などについて市民が意見を述べられるようにしていきます。

イ 市民等への浸透

市民等との協働で環境施策を推進していくため、環境情報を幅広く市民等に提供し、本市の環境に関する課題や取り組みについて市民等への浸透と定着を図っていきます。

ウ 市民参加への誘導

市の環境施策の推進に当たり、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検）－ACTION（是正措置）の各段階における市民参加を促すため、各段階において市民が関与できる仕組みを構築するとともに、市民等が参加しやすい体制づくりを進め、本市独自の環境施策協働システムを確立します。

エ 市民等の自己評価システムの確立

本計画に盛り込まれた市の環境施策は極めて多岐にわたり、量的にも非常に多いので、すべての市民等がこれら環境施策を熟知し、それに沿った取り組みを進めていくことはなかなか難しいことでもあります。

そこで市民等の日ごろの環境保全への取り組みを自己評価できるシステムを整備し、一人ひとり

の市民や家庭、行政区、団体、事業者などが、幅広い環境分野の中でどの点での取り組みが進んでいて、どういった点で遅れているのかが分かるようにします。

そうした自己評価によって市民等が自ら環境保全活動に対する目標を定め、それぞれの市民等がそれぞれの目標に向かって取り組みを進めることによって、市全体として無理のない身の丈に合った市民総ぐるみの環境保全運動を展開していきます。

8-4 計画期間内に達成すべき目標

○本市独自の環境施策協働システムを確立し、市民との協働で環境施策を展開します。

○自ら目標を定めて環境保全活動に取り組む団体等を50団体以上にします。

9 公害等に係る苦情等の処理

この施策は、登米市環境基本条例第29条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第29条は公害苦情処理について下記のとおり規定しています。

(公害等に係る苦情等の処理)

第29条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情、相談等について、必要に応じ他の行政機関と協力する等して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

このような条例の規定を踏まえ、ここでは、登米市の公害苦情処理の現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

9-1 現状と課題

(1) 現状

平成17年度と平成18年度に本市で受理した公害苦情処理件数は次のようになっています。

<平成17年度>

	大気汚染	騒音	悪臭	水質汚濁	その他	計
迫町	3	4	6	3	3	19
登米町			2			2
東和町	1		2			3
中田町	1	1	2	1		5
豊里町			1	1		2
米山町	2		5	2	1	10
石越町	1		1	1		3
南方町			1			1
津山町						
計	8	5	20	8	4	45

<平成18年度>

	大気汚染	騒音	悪臭	水質汚濁	その他	計
迫町		2	1	3	1	7
登米町						
東和町			1			1
中田町	2		2	2	1	7
豊里町		2				2
米山町	6		2	4	2	14
石越町		1				1
南方町	5				1	6
津山町						
計	13	5	6	9	5	38

大気汚染は野焼きの煙、悪臭は畜産に起因するものが多く、その多くは原因者への現場指導などで解決を見えています。

(2) 課題

ここ最近新たに受理した公害苦情相談は、利害関係者が隣近所の者に限定されるような小規模なものも多く、職員が現場で指導することで即日解決するものも少なくありません。

以前であれば関係者同士の話し合いで解決していたと思われるケースも少なくなく、都市化の進展などで隣近所の普段からの意思疎通が希薄化してきたことも公害苦情相談の遠因としてあるようです。

今後、こうしたケースの公害苦情相談はますます増えていくものと思われるので、相談内容の類型に応じた対応マニュアルを作成して研修を行うなど、職員の対応能力の向上を図る必要があります。

また、企業活動に伴う公害苦情は、最近は新規のものはほとんど寄せられていませんが、企業と地域住民との間で地道な話し合いが長期間続いているものもあります。こうしたものについても市に相談があった場合にはスムーズに対応できるよう、情報の収集に努めていく必要があります。

なお、公害苦情処理業務終了後におけるフォローアップや評価の仕組みについても改善の余地があり、公害苦情処理業務のいっそうのサービス向上を目指す必要があります。

9-2 施策展開の方向

軽易な公害苦情処理事案が増えていることから、迅速な解決を図るため、速やかに現場を確認できる体制を整えるとともに、状況を適確に把握し適切に処理することができるよう、マニュアルの整備及び職員研修の充実を図ります。

また、公害紛争の発生及び拡大を未然に防止するため、定期的なパトロール及び関係者や関係機関との情報交換等により、特定施設等の稼働状況について情報の収集に努めていきます。

公害苦情処理業務は、市民や事業者と直接向き合って社会の利害を調整する公共サービスなので、業務の結果における市民の満足度などを把握し、対応マニュアルや職員研修に活かし、よりいっそうの業務改善を図っていきます。

9-3 具体的取組事項

ア 公害苦情処理体制の充実

公害苦情処理の受付から現場確認、処理内容、その後の経過までの一連の流れがよりスムーズに行われるよう、苦情内容の類型に応じた対応マニュアルを作成するとともに、初動体制の明確化、関係機関との連携強化に努め、職員研修を繰り返し行って職員のスキルアップを図るなど、公害苦情処理体制の充実強化を図っていきます。

また、公害紛争の原因となりやすい特定施設等については、日ごろから巡回等によって稼働状況等の把握に努め、公害紛争の発生及び拡大の未然防止に努めていきます。

イ 市民満足度の把握

公害苦情処理業務終了後、一定の期間を置いてから苦情者に対して満足度調査を行い、苦情の原因となった問題が完全に解決したのか等についてフォローアップするとともに、職員の対応についても良かった点と改善すべき点を記述してもらい、よりいっそうの業務改善に活かしていきます。

苦情者の満足度は、問題解決や職員対応などを指標に、百点満点での採点ができるよう調査票の様式を検討します。

9-4 計画期間内に達成すべき目標

○公害苦情処理業務における市民満足度の年間平均点80点以上を達成します。

第3章 基盤的環境施策プログラム

1 調査研究の実施

この施策は、登米市環境基本条例第30条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第30条は調査研究の実施について下記のとおり規定しています。

(調査研究の実施)

第30条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。

以上の条例の規定を踏まえ、ここでは、登米市の環境に関する調査研究の現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

1-1 現状と課題

(1) 現状

環境施策の企画立案にはもちろん、環境問題の原因究明や未然防止、問題発生時の対応には、市内の環境の状況や市民等の意識を正しく把握しておくとともに、先進事例や対応技術についても日ごろから調査研究しておくことが重要です。

本市では、平成18年度から平成19年度にかけて登米市自然環境基礎調査を実施し、市内における自然環境の現状把握を行いました。その中で、平筒沼いこいの森のアカシデ林など、これまで保全のための地域指定などが行われていなかった貴重な自然や身近で見られる動植物、外来生物の現状が明らかになりました。ここで明らかになった調査結果は、本計画の施策の中にも多数盛り込まれているほか、既に調査結果を踏まえた保全対策も始まっています。

また、環境に関する市民等の意識を正しく把握しておくことも環境施策を検討する上ではひじょうに大切です。市では平成18年度に18歳以上の一般市民、小中学生、市内事業者を対象にした登米市の環境に関するアンケート調査を行いました。その結果は平成19年度から施行された登米市環境基本条例や本計画の基本的な考え方のほか、既に取り組みを始めたバイオ・ディーゼル燃料（BDF）推進事業を始めとした地球温暖化対策の事業や環境教育、環境普及啓発などの諸事業にも反映されています。

このほか、他の自治体が行っている先進事例や、国や県その他の試験研究機関が行った調査研究の結果、環境に関する各種報道なども本市の環境行政を進める上でたいへん有益な情報です。本市では、こうした情報を幅広く取り入れながら、環境施策や具体的な事業の企画立案を始め、日々の業務に役立てています。

(2) 課題

本市の環境に関する調査研究の弱点は、国や県などと違って、これらの業務を専門とする専門職員がいないことです。調査研究は専門職員だけが行えるものとは限りませんが、一般行政職員の対応能力には自ずと限界があり、調査研究のレベルが必ずしも高いとは言えないのが現状です。

また、学識経験者が調査した結果や、国や県などの試験研究機関から発信されるデータなどにはハイレベルのものが多数含まれており、生のデータが表している意味を読み取ったり、解析結果を正しく理解して業務に活かすためには一定の研鑽期間も必要となります。

調査結果の有効活用に向け、担当職員のスキルアップを図るとともに、国や県の専門職員、学識経験者などとの連携強化に努め、指導助言などのバックアップ体制を整えていくことが課題です。

1-2 施策展開の方向

本市では、国や県などのように環境に関する試験研究機関を設置したり、専門職員を配置することは困難ですが、職員研修などによりできる限り職員のスキルアップを図りながら、これまで行ってきた本市の環境に関する調査を継続し、経年変化の把握に努めていきます。

また、本市で行った調査研究の成果は公開することを原則とし、市民その他関係機関等により幅広く有効活用してもらうとともに、さまざまな調査結果を市の環境施策の企画立案等に活かしていきけるよう、学識経験者や試験研究機関等との相互協力を強化していきます。

1-3 具体的取組事項

ア 自然環境基礎調査

平成18年度から平成19年度にかけて実施した登米市自然環境基礎調査を踏まえ、今後は貴重な自然、身近な野生生物、外来生物という3つの角度から自然環境の経年変化について基礎的な調査を行います。

登米市自然環境基礎調査で明らかになった市内の貴重な自然については、概ね10年ごとを目安に専門家による現地調査を行うほか、1年に1回以上職員又は地域ボランティア等により現地で調査を行い、その結果を台帳に記録します。なお、年度間又は調査者による調査精度のばらつきをできる限り少なくするため、調査に当たっては定点観察のポイントを定め、チェックリストを作成して行うこととします。

身近な野生生物については、登米市自然環境基礎調査の結果を踏まえ、本市で代表的な身近な動植物を指標種として市民等に提示し、市民等から指標種の目撃情報を気軽に寄せていただくことなどにより市民等との協働で行い、水田や水路などで行われる各種いきもの調査などのデータも一元的に管理できるようにします。

外来生物についても、市内に進入してきた主な外来生物を市民等に提示し、市民等から外来生物の目撃情報を気軽に寄せていただくことなどにより市民等との協働で行います。

以上の調査で明らかになった情報は、市のホームページなどを通じて原則公開します。

イ 住民意識調査

平成18年度に実施した登米市の環境に関するアンケート調査には、市民の環境への思いや配慮環境のための実践活動を始め、環境教育や環境保全活動への意欲など、その時々市民等の環境に対する意識を把握するのに有用な設問が多数含まれていました。

中には経年変化を継続して把握しておくべきものもあるので、概ね5年に1回ごとを目安に同様の調査を行います。

調査で明らかになった情報は、市のホームページなどを通じて原則公開します。

ウ 先進事例調査

国や他自治体を始め、個人や民間事業所などから幅広く環境保全に役立つ先進事例を収集し、本市で取り入れるべきものは取り入れていくほか、個人や民間事業所の事例は市のホームページや環境イベントなどの普及啓発行事等で紹介していきます。

伊豆沼・内沼や長沼、長沼川の水質浄化対策など、今後本市が力を入れて取り組むべき環境課題については、既に水質汚濁問題を克服した先進地域の成功例を入念に調査研究し、本市の対策に活かしていきます。

エ 試験研究機関との相互協力

自然環境基礎調査やその後の経年調査結果など、本市が独自に行った環境に関する調査の結果は、国や県、大学等の試験研究機関に情報提供し、これらの機関での調査研究に役立ててもらうとともに、各試験研究機関の調査研究成果を本市の環境施策推進に反映させるため、さまざまな試験研究機関との相互協力関係を築いていきます。

また、本市の環境担当職員のスキルアップや、各種調査研究で得られた成果の活用に向け、これらの機関の指導助言を仰げるよう、連携の強化に努めていきます。

1-4 計画期間内に達成すべき目標

○自然環境基礎調査及び住民意識調査については、経年調査を実施し、その結果をホームページなどで公開します。

2 監視、測定等

この施策は、登米市環境基本条例第31条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第31条は監視、測定等について次のように規定しています。

(監視、測定等)

第31条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

こうした条例の規定を踏まえ、ここでは、登米市の環境の監視、測定に関する現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

2-1 現状と課題

(1) 現状

現在、市が独自に行っている監視、測定等の代表的なものとしては環境パトロールがあります。これは、迫町、中田町については週2回程度、その他の町域については週1回程度町域内を巡回して、不法投棄や野焼きなどの環境犯罪が行われないよう監視するとともに、不法投棄ごみ等の早期発見と早期対応、野焼きやごみ集積所でのマナー違反等に対する指導助言、路上に放置された犬猫等の動物死骸処理などの業務を迅速に行うものです。

不法投棄や野焼きの禁止、ごみ集積所へのごみの出し方のルールなどについては、これまでも繰り返し注意を喚起してきたところですが、依然として問題解決には至っていない状況です。地域住民の協力も得ながら、いっそうの監視体制や指導助言の強化を図っていく必要があります。

また、公害発生のおそれがある特定施設などに対しては、県などと連携して立ち入り検査を実施したり、その結果の情報を交換するなどし、公害防止のための監視活動を定期的に行っています。

環境モニタリング調査などの環境測定は、市独自では平成19年度から長沼川で水質調査を始めたところですが、このほか市内では、国や県などが大気や水質環境などのモニタリング調査を行っており、市はそのデータの提供を受けています。中には、注意の必要な結果が出ているものもあるので、国や県などの分析結果や見解も聞きながら、そうしたデータの推移を注意深く見守っている状況です。

(2) 課題

環境犯罪の監視においては、度重なる注意喚起にもかかわらず、相変わらず不法投棄や野焼きが報告されており、これまでの対応だけでは十分な成果が得られているとは言えない状況にあります。警察や地域住民などとの連携を深め、なおいっそうの監視強化に努めていく必要があります。

環境測定においては、専門職員がいないこと、外注による費用対コストの問題などで市独自のものとしては長沼川の水質調査以外は行っていません。しかし、国や県でモニタリング調査を行っていない場所でも本市の環境施策を推進する上で継続的なモニタリング調査が必要と思われるところについては、今後、市独自で環境測定を行うなどの対応が必要です。

2-2 施策展開の方向

環境犯罪の監視については、環境パトロールという時間的にも空間的にも限られた対応方法だけでは限界があることから、警察や地域住民などと連携して住民主体の監視体制の整備に努め、地域が一体となった取り組みとしてさらなる強化を図っていきます。また、環境犯罪の未然防止には、日ごろの普及啓発と環境犯罪を見逃さない住民の共通理解が大切ですので、ポスターの掲示、看板の設置その他の広報等により、呼びかけを強めていきます。

環境測定については、他の機関が実施する測定結果の収集を継続し、経年変化の把握に努めていくほか、必要に応じて市独自による測定を実施していきます。

2-3 具体的取組事項

ア 環境パトロール

従来からの環境パトロールについては、引き続き委託により同程度の業務を継続していきます。また、従来からの環境パトロールの限界を補うため、警察や各行政区の防犯組織などと連携して、防犯パトロールの一環として環境犯罪についても注意して見てもらうなど、地域住民主体のパトロール体制と併用し、地域住民の理解と協力の下で監視体制の強化に努めていきます。

このほか、不法投棄の防止を呼びかけたポスターや看板、チラシなどを作成し、地域ぐるみで監視の目を強化していきます。

イ 立入検査

公害発生のおそれがある特定施設への監視については、従来どおり、県との役割分担のもと、計画的に立入検査を行い、施設が適正に運営されているかどうか確認するとともに、必要に応じて臨時の立入検査を行うなど制度の適切な運用に努めていきます。

なお、県との間で立入検査の結果について必要な範囲で情報交換を行い、検査の内容の向上に努めていきます。

ウ 環境モニタリング

市内では、佐沼高等学校の第二グラウンド内に、県が設置した迫一般環境大気測定局があり、大気中の主な汚染物質について24時間体制で監視測定を行っているほか、国土交通省東北地方整備局が北上川の登米大橋に水質自動測定局を設置し、水質の常時監視を行っています。また、県の公共用水域水質測定計画に基づいて、北上川の登米大橋付近では月2回、北上川の錦桜橋付近と伊豆沼、長沼では月1回、内沼と平筒沼では2か月に1回それぞれ水質調査を行っています。

また、本市に隣接する涌谷町には環境省が設置した国設笹岳一般環境大気測定局があり、そこでは酸性雨の調査も行っています。

こうした国や県が市内及び市の周辺部で行っている大気や水質などの環境モニタリング結果については、引き続き情報の提供を求めてその把握に努め、データに異常が見られればその見解を求めるとともに、関係機関と協力して、必要があれば専門家からの助言も得ながら迅速な対応に努めていきます。

また、これら国や県による環境モニタリングの対象になっていないところでも、長沼川のように水質浄化など今後の対策が必要と認められる箇所については、市独自に定期的な環境モニタリングを行い、その測定データの推移を見ながら抜本的な水質浄化対策に取り組んでいきます。

2-4 計画期間内に達成すべき目標

○水質悪化が著しい長沼川で市独自の定期的な水質調査を行い、長沼川の水質浄化対策にいかしていきます。

3 市民等からの発案の促進

この施策は、登米市環境基本条例第32条の規定に基づいて実施していくものです。登米市環境基本条例第32条の規定は下記のとおりです。

(市民等からの発案の促進)

第32条 市は、貴重な自然等を維持、再生及び修復するための方法の開発、環境への負荷を低減させる製品、技術及び方法の開発等、良好な環境の保全及び創造に資する市民等からの発案が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の発案の中から優れたものについて、これを実施若しくは支援し、又は発案した者を優遇若しくは表彰することができる。

以上の条例の規定を踏まえ、ここでは、市民等からの発案に関する現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

3-1 現状と課題

(1) 現状

平成17年3月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が制定され、「公共工事の品質は、(中略)経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されたのを機に、公共工事などで総合評価落札方式を導入する自治体が増えてきましたが、この中で環境負荷低減に資するような技術提案や環境配慮への取り組みなども落札者決定の要素に加えることが、新たな環境負荷低減の技術開発や企業の環境配慮を促す上で一定の効果を上げてきたようです。

また、最近市内でも外来魚のブラックバスが増えてきて生態系が攪乱され、駆除しようにもなかなか有効な方法が見つからずに頭を悩ませてきたところですが、伊豆沼・内沼でブラックバスの駆除に取り組んできた環境保全団体がきわめて効果的なブラックバス駆除の方法を開発して全国から注目を集めるなど、市民等からのアイデアが実を結び、やがては本市からの取り組みが他地域へと広がりを見せてきています。

市内の子どもたちからは、子ども環境審議会の中での議論や環境作文コンクールなどで、身近なところでの省エネルギーなどについて大人顔負けのすばらしい独創的なアイデアがたくさん寄せられており、市民等との協働で環境施策を推進する上で、市民等からの発案はますます重要な役割を果たすようになってきています。

(2) 課題

市が市民等からの優れた発案を促す方法としては、優れたアイデアを市の環境施策に積極的に取り入れていくことや、優れたアイデアが実を結ぶように支援していくこと、発案者を優遇したり表彰したりすることなどが挙げられますが、いずれにしても市民等がアイデアを出しやすくすることと、市民等から寄せられたアイデアを正当に評価する仕組みをきちんと創り上げていくことが必要です。

また、省エネアイデアなど寄せられたアイデアを他に普及させていくことが可能なものについては、優れたアイデアが広く普及することによって環境負荷低減の取り組みがいつそのの広がりを持たせられるよう、さらに多くの市民へのフィードバックの仕組みづくりが必要です。

3-2 施策展開の方向

市の入札制度においても環境への配慮に熱心な入札参加者を優遇することができるかどうかについて、様々な角度から検討し結論を見出していきます。

また、入札以外でも税制その他で優遇することが可能かどうかについて有識者の意見を聞きながら検討し、可能なものについては準備が整い次第速やかな導入を目指していきます。

市民等によるエコ商品開発や環境負荷低減に資するようなアイデアについては、インターネット等を通じて気軽に提案できるようにし、選考委員会などによる客観的な評価を経て、優れたものについては実現に向けた支援等の措置を講じていきます。

また、市民等による日常生活での省エネアイデア等、他の市民等への周知が可能なものについては、市の広報や環境イベント等の普及啓発の場を通じて優れたアイデアの普及に努めていきます。

3-3 具体的取組事項

入札制度等の中に環境配慮者への優遇の仕組みを導入するかどうかについて検討を進めるほか、次のような具体的な取り組みを実施していきます。

ア 環境目安箱

市の環境行政機関の窓口やホームページ上に環境目安箱を設け、市民等の環境負荷低減に向けた優れたアイデアを募集します。

応募のあったアイデアについては、定期的に選考委員会等の場で客観的に評価し、優れたものについては表彰するとともに、市の環境施策に取り入れていくほか、原則として市の広報紙やホームページ、環境イベント等で幅広く市民に紹介していきます。

こうした制度を設けることによって、これまでややもすると行政から市民への一方通行であった環境普及啓発のあり方を見直し、市民から行政への普及啓発、市民から市民への普及啓発を促進し、市民との協働をいつそう推進していきます。

イ 環境ベンチャー提案制度

市内の企業等によるエコ製品や環境負荷低減に資する技術開発について提案制度を設け、定期的に選考委員会等の場で客観的に評価し、環境負荷低減の効果が高い等、その商品や技術が普及することによって社会の環境負荷低減が促進されると認められるものについては、新商品や新技術の開発に当たって支援等の措置を講じていきます。

3-4 計画期間内に達成すべき目標

○環境ベンチャー提案制度による新商品または新技術の開発を実現します。

4 国及び他の地方公共団体等との協力

この施策は、登米市環境基本条例第33条の規定に基づいて実施していくものです。登米市環境基本条例第33条は次のように規定されています。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第33条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、本市に飛来する渡り鳥を保護するために必要があると認めるときは、本市に飛来する渡り鳥の繁殖地、越冬地、中継地等である外国の都市と協力して、本市に飛来する渡り鳥の保護に関し必要な措置を講ずることができる。

以上の条例の規定を踏まえ、ここでは、他の自治体との協力や渡り鳥飛来地相互の協力について現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、計画期間内に達成すべき目標を設定します。

4-1 現状と課題

(1) 現状

国を始め、どこの自治体でも、日々複雑化する環境問題に対応し、より良い環境の創造を目指して取り組んでいます。その中には本市と共通する課題や目標に向かって取り組んでいるものや、本市が抱える課題を既に解決したというものも少なくありません。

また、ラムサール条約の登録湿地を抱え、四季折々に世界各地からさまざまな野鳥が飛来してくる本市では、それら飛来する野鳥の保護1つ取ってみても市域や国境の枠を超えた対応が必要です。

今や世界規模でさまざまな影響が顕在化してきた地球温暖化問題に至っては、到底1つの自治体の中で完結するものではなく、国の内外を問わず幅広い連携や協力の輪が必要です。

本市は、伊豆沼・内沼での息の長い環境保全対策など国や県が行う広域的な環境保全対策に積極的に協力してきたほか、ラムサール条約登録湿地関係市町村協議会、全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会、東北都市環境問題対策協議会などに加盟し、本市と共通の課題を抱える自治体間での連携や協力、情報交換に努めてきました。

こうした広域的な連携や協力の場は、本市の環境を守る上で直接的にも間接的にも役立っており、市が他からいろいろなものを吸収する機会としてだけでなく、本市の取り組みを広く発信する機会ともなっています。

(2) 課題

国や県との協力関係であっても、自治体間の連携であっても、連携や協力をすることで互いにレベルアップできるような対等なギブ・アンド・テイクの関係が良好な関係を長続きさせる上で重要なポイントです。

利益を受けるだけで与えるものが無ければ、相手が国や県であればやがて従属関係に陥ってしまったり、相手が他の市町村であればやがて相手側が協力を消極的になってしまう可能性があります。

やはり、国や県、他の自治体と息の長い対等な協力関係を築いていくためには、自らも常に磨き上げていく努力が必要で、取り入れるべきものはどん欲に吸収していきながらも、自ら考え、実践し、オリジナルな情報発信に努めていく必要があります。

また、遠方の自治体や海外との連携、協力が当たっては、ITを積極的に活用するなどして、お互いの負担が大きくなるようにしていく必要があります。

4-2 施策展開の方向

引き続き国や県の環境施策に対しては積極的に協力していくとともに、本市からも国や県に対して新たな環境施策を積極的に提案し、併せて本市の環境施策の遂行に対する物心両面での支援、協力を求めていきます。

また、既に加盟しているさまざまな自治体連携組織を活用して先進事例等の情報収集に努めるほか、そうした組織を活用して本市の取り組みを積極的に情報発信していきます。

さらに、渡り鳥の保護や環境にやさしい社会の形成などで志を同じくする国内外の自治体と新たな協力や連携を進めていきます。

4-3 具体的取組事項

ア 国及び県との相互協力

市内には、ラムサール条約登録湿地、鳥獣保護区、国定公園、天然記念物指定地、県自然環境保全地域など、国や県が指定し、自ら中心となって保全対策を行う地域が多数点在しています。こうした地域で国や県が行う保全対策に対しては、国や県まかせにはせず、本市としても積極的に協力し、地元自治体としての提案を行うなど、保全対策に主体的に関わっていきます。

また、地球温暖化対策や環境教育など、国や県を挙げて取り組む環境施策に対しては、国や県の呼びかけに対して積極的に呼応していくこととし、本市の環境施策の中に取り込んでオリジナルな取り組みに昇華させながら、国や県を通じてその成果を積極的に情報発信していきます。

イ 他市町村との相互協力

各市町村における環境施策の目的は共通するものが多く、取り組み事例や課題などについて情報交換することは、互いのレベルアップにとって有益です。

また、地球温暖化対策などの地球レベルの環境問題に至っては、市町村の枠の中だけでの取り組みにとどまっていたはその効果はきわめて小さなものに限定されてしまいますので、有効な取り組みは市町村の枠を超えて広め合い、より大きな取り組みに広げていくことが大切です。

こうした考え方のもと、本市が加盟しているさまざまな自治体連携組織を活用して、他の市町村の優れた取り組み等について情報収集し、本市の環境施策に取り入れていくほか、本市の取り組みについても積極的に情報発信していきます。

また、新たな情報収集、情報発信のために有益となるものであれば、新たな自治体間の協力、連携についても模索していきます。

ウ 渡り鳥飛来地相互の協力

渡り鳥の活動範囲は市域はもちろん国境を超えて広範囲に広がっているため、保全のために必要な生態の解明等さまざまな課題への対応には飛来地の間で密接な情報交換や協力、連携が必要です。

本市はラムサール条約登録湿地関係市町村協議会の中で本市の湿地が抱える課題を提起するとともに、本市のこれまでの取り組みを紹介し、他の渡り鳥飛来地市町村と意見交換してきましたが、

今後も協議会の中で関係市町村とのさらなる協力、連携を積極的に進めていくほか、必要に応じて国内外の他の渡り鳥飛来地とも新たな情報交換や協力、連携を図っていきます。

エ 環境姉妹都市

渡り鳥の保護や環境にやさしい社会の形成、地球環境保全などで志を同じくする国内外の自治体と情報交換や協力、連携の実績を積み上げていく中で、意見の一致が得られれば、環境保全に関する情報交換や協力、連携を主な目的とした環境姉妹都市または協力・連携協定の締結を積極的に進めていきます。

4-4 計画期間内に達成すべき目標

○国内外の自治体との間で環境姉妹都市または協力・連携協定を締結します。

第三部 計画の着実な推進

1 市の行政活動における環境への配慮

この施策は、登米市環境基本条例第12条の規定に基づいて実施していくものです。
登米市環境基本条例第12条には環境への配慮について次のように規定されています。

(環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

こうした条例の規定を踏まえ、ここでは、登米市における環境への配慮の現状と課題を明らかにし、それに対応した施策の方向性を示すとともに、計画期間内に重点的に取り組む事項を記述し、達成すべき目標を設定します。

1-1 現状と課題

(1) 現状

総合計画や国土利用計画など重要又は基本的な計画づくりや、ほ場整備事業など大規模な公共事業を実施する場合は、それぞれの担当部署において庁内調整のための会議を開催しています。

こうした会議には環境担当部署も参画しており、会議の中で計画等の内容を把握するとともに、環境保全のために必要な所見を述べるなどにより、環境への影響が極力少なくなるように努めています。

また、市、県、土地改良区等が市内で行うほ場整備などの農業農村整備事業実施の際には、登米市農業農村整備事業に係る環境配慮検討委員会設置要綱（平成17年6月1日施行）及び登米市田園環境整備マスタープランに基づき、事業を実施する前に地域の自然環境を調べ、これに配慮した形で事業内容を調整する仕組みが設けられているほか、登米市地球温暖化対策優先実行計画（平成19年7月1日施行）や毎年度定める登米市グリーン購入対象品目、環境物品等指定基準及び調達目標などに基づき、市の施設内における省エネルギー推進や市が行う物品調達の際の環境配慮などの制度も設けられています。

(2) 課題

市の基本的な計画や大規模な公共事業などは、市内の社会経済活動にはもちろん、環境にも大きな影響を与えることから、これらの策定や実施に当たっては、環境への配慮の仕組みを組み込んでおき、施策が環境に及ぼす影響を十分に検証しながら、環境への影響を低減するための検討を行うことが必要です。

環境への配慮を適正に行うためには、市内の自然環境の実態を把握し、貴重な地形・地質、あるいは貴重な動植物の分布状況などをあらかじめ押さえておき、それぞれの担当部署が計画の立案段階からそれらを損なわないように配慮することができるよう、情報を共有しておく必要があります。

また、計画の立案に携わる職員が環境への負荷に対する基本的な知識を持ち合わせておくことや、評価を客観的に行うために、チェックリスト等のマニュアルを策定しておくことなどが必要です。

市では、平成19年度に、市内全域を対象とした登米市自然環境基礎調査報告書を取りまとめたほ

か、登米市地球温暖化対策優先実行計画の策定を終え、それらの説明会や研修会を通して市内の自然環境の実態や環境への負荷に対する職員の認識を深めようとしているところですが、こうした対応はまだ緒についたばかりです。

今後、こうした取り組みを継続的かつ確実に実施し、職員の意識の中に浸透し定着を図っていくことが課題と言えます。

1-2 施策展開の方向

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定や実施に環境への配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの考え方をさらに具体化するとともに、その仕組みの確立に向けての検討を推進します。

公共事業を行う際の環境への影響の評価及び環境への配慮については、現行の登米市農業農村整備事業に係る環境配慮検討委員会設置要綱を基準にしながら、農業農村整備事業以外の事業への拡充について検討を進めます。また、市の活動に環境への配慮を制度として組み込むため、早い段階で環境管理システムを導入し、その効果的な実施を図ります。

市民、事業者及び滞在者にとっては、市の施策の策定及び実施に環境への配慮をより確実に反映させるため、適切に環境の保全の見地からの意見を述べること等が期待され、登米市市民意見公募手続実施要綱に基づく市民からの意見公募（パブリックコメント）のほか、積極的な情報公開や住民説明会等により、市民等が意見を述べやすい環境づくりを進めていきます。

1-3 具体的取組事項

ア 戦略的環境アセスメント制度の導入

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、近年、欧州各国や一部の地方公共団体において制度化されるなど取り組みが進んできています。

埼玉県、京都市等においては、上位計画が及ぼすおそれのある環境影響への配慮に関する評価書等の作成や環境部局と関係機関との協議等が制度化されており、複数の事例への適用等、その実施例が積み重ねられつつあり、これらを参考にして戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を進める自治体も増えてきています。

市でも、これら先進自治体等における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いながら、登米市における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントのガイドラインを作成します。

イ 公共事業への環境影響評価制度の拡充

市が関わる公共事業の実施に当たっては、事業に先立って環境への影響を評価し、環境への負荷をできるだけ低減するよう、配慮していく必要があります。

市内全域の自然環境の実態や、貴重な動植物等の分布状況をまとめた登米市自然環境基礎調査報告書の内容を市役所内部で情報共有し、公共事業担当部署の職員が計画立案段階から自然環境に対して配慮できるようにするほか、環境への配慮に関するマニュアルを作成し、チェックリストなどによって誰もが客観的な評価を行えるよう制度づくりを行うとともに、定期的に説明会や研修会を開催し、制度の確実な実施を図っていきます。

また、現行の登米市農業農村整備事業に係る環境配慮検討委員会設置要綱を基準にして、同様の環境への配慮のための制度を農業農村整備事業以外の公共事業についても拡充する方向で検討を進めます。

併せて、市民等の理解の促進のため、事業計画書等の閲覧や意見提出におけるITの活用などの推進に努めます。

ウ 環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステムとは、事業活動によって、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、「計画－実施－点検－見直し（PDCAサイクル）」を繰り返し行い、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制と組織運営を行う仕組みをいい、企業等ではISO14001の認証を取得するなどその導入が進んでいます。

国や地方公共団体においても、特定の事業だけではなく、活動全体について環境配慮を積極的に織り込むため、すべての府省や都道府県において環境配慮の方針が策定されるなど、その取組が着実に進んでおり、ISO14001等の外部認証を取得している自治体もあります。

市は、率先して、通常の経済活動の主体として行う活動を含め、市の活動に環境配慮を適切に織り込んでいくことにより自らの活動を律し、環境への負荷をさらに低減する必要があります。

このため、市の活動における環境配慮の具体的な実施方法や実施状況の点検及び点検結果の反映の仕組み等（PCDAサイクル）を盛り込んだ環境マネジメントシステムを策定し、全職員にその徹底を図っていきます。また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮活動促進法）に基づき、環境配慮等の状況の公表を行います。

なお、環境マネジメントシステムの策定に当たっては、登米市地球温暖化対策率先実行計画（平成19年7月1日施行）に定める環境配慮の方針との整合性を図るとともに、公共事業実施の際の環境影響評価や環境への配慮、廃棄物のリサイクルや環境への負荷の少ない原材料の使用などについての原則を明示し、ISO14001の認証取得に必要な基準を目安とします。

1-4 計画期間内に達成すべき目標

- 登米市戦略的環境アセスメントガイドラインを策定します。
- 登米市環境マネジメントシステムを策定します。

2 各主体の役割

本計画を実効性あるものにするためには、社会の構成員であるすべての主体が協力し、本計画をよりどころとしながら、環境の保全に向け自発的に行動していくことが非常に重要です。

登米市環境基本条例では、市、市民、事業者、滞在者の責務について次のように規定しています。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民等が行う良好な環境の保全及び創造に関する取り組みについて支援するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境の保全及び創造のために次の各号に掲げる必要な措置を講ずる責務を有する。

（1）事業活動に伴って生ずるばい煙、粉塵、汚水、悪臭、振動、騒音、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要なこと。

（2）物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるために必要なこと。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 第5条の規定は、通勤、通学、旅行、一時的就労等で市内に滞在する者について準用する。

以上のとおり条例に定めた責務のほか、市は次のような役割を担っていくほか、他の主体についても次のような役割を期待します。

(1) 市の役割

市は、本計画の目指す将来像を実現するため、本計画に掲げた各種施策を着実に推進するとともに、定期的にその取組状況や成果を広く公表し、適切な進行管理を行っていきます。また、各主体が自発的に環境に配慮して行動することができるよう、各主体の役割や取組の方向性等を明らかにするとともに、各種制度の整備を行っていきます。

一方で市は、他の主体と同様に物品の使用やエネルギーの消費、あるいは公共事業等の事業活動を通じて、直接的、間接的に環境に負荷を与えていますので、他の主体の模範となるよう、事務事業において環境への配慮を率先して実行していきます。

(2) 市民及び滞在者の役割

一般市民の役割としては、今日の環境問題の多くは、日常生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、環境教育や環境学習の場に参加したり、各種環境関連情報を入手することなどによって日常生活と環境との関わりについて理解と関心を深め、自ら日常生活において環境に配慮するとともに、家庭や地域社会において、環境への配慮を互いに呼びかけ合い、行動し、環境保全の輪を広げていくことを期待します。

また、環境保全に取り組む民間団体には、地域における環境保全活動等自主的な取組に加え、専門的な知識や技術を生かして、各主体の環境保全に関する取組を支援するとともに、各主体間の連携や協力関係の形成に寄与していくことを期待します。

(3) 事業者の役割

事業者には、多様な利害関係者に対する社会的責任の重要性や地域の構成員としての役割を十分認識し、環境に配慮した経営を進め、環境に関する技術開発や環境に配慮した商品・サービスの提供、企業の社会的活動等を通じて、登米市環境基本条例及び本計画が理想に掲げる、環境と産業の共生した本市の持続的な発展に寄与していくことを期待します。

3 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画は、第一部でも述べたとおり、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と市の施策の大綱を定めたものですので、本計画を読めば環境行政が担うべき領域の全体像をつかむことができるのと同時に、幅広い環境行政の各分野において本市が具体的にどのような施策を講じて行こうとしているのかが理解できるようになっています。

しかし、これまで述べてきたように、一言で良好な環境を守り創り上げていくと言っても、分野が多岐にわたるだけでなく、ボリュームもかなりの量になっています。

市として、これらの内容を分かりやすく市民や事業者にお知らせしていく努力が必要であることは言うまでもありませんが、すべての市民や事業者がこの計画のすべての内容を常に意識しながら日常生活や事業活動を行っていくことは困難であるため、市民についてはそれぞれが関心のある分野において、団体や事業者についてはそれぞれの事業活動に関係する分野において、この計画の各関係分野を分担し合い、それぞれが各分野の取り組みを推進することによって、本計画の着実な推進を図っていくことにします。

また、市の内部においても、環境所管部署と各部各課との連絡調整を密にし、互いに連携して本市が行う本計画の具体的な施策を一体となって推進していかねばなりません。

こうした考え方から、本市では、次の組織体制のもとで、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、P L A N（計画）－D O（実施）－C H E C K（点検）－A C T I O N（是正措置）という一連の手続きに沿って本計画の進行を管理していくとともに、本計画が市民との協働により着実に推進されるよう努めていきます。

ア 登米市環境審議会

登米市環境基本条例第34条の規定に基づいて設置されており、本計画に関することや良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項又は重要な事項について調査審議する市の附属機関です。委員は、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関職員、公募による市民など20人以内で構成されており、多岐にわたる環境行政の各分野について、それぞれの専門分野の立場から、あるいは一般市民の目線から、本計画に基づいて実施される環境施策全般の実施計画や実施状況が妥当かどうか、また、その効果はどうだったか、反省点は何かなどについて調査をしたり、審議を行います。

イ 登米市環境保全会議

登米市環境保全会議設置要綱（登米市訓令第22号）第1条に基づいて設置されたもので、副市長をトップにして主に各部の部長クラスで構成された市役所内部組織です。

ここで本計画に基づいて行われるさまざまな環境施策について市役所内部の最終調整を行い、関係部署の連携のもと、市が一丸となって施策の円滑な推進を図っていきます。

ウ 登米市環境保全連絡会議

登米市環境保全会議設置要綱（登米市訓令第22号）第6条に基づいて設置されたもので、市民生活部長をトップにして主に関係課の課長クラスで構成された市役所内部組織です。

ここで本計画に基づいて行われるさまざまな環境施策について市役所内部での細かな調整を行い、各課の連携及び協力のもと、施策の円滑な推進を図っていきます。

エ 登米市環境保全推進協議会

本市の良好な環境を守り創り上げていくためには、数多くの市民、団体、事業者が環境施策のPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検）－ACTION（是正措置）の各段階で深く関与し、市と市民等とが協働で取り組んでいくことが必要です。

ただ、すべての市民や団体、事業者が本計画に掲げるすべての環境分野に関わっていくことはなかなか困難なので、数多くの市民や団体、事業者等を会員とする登米市環境保全推進協議会を新たに設け、各会員がそれぞれ力を入れて取り組むべき環境分野や取り組み目標を明確にし、それぞれ分担し合いながら、無理なくしかも着実に環境保全活動に関わっていけるようにします。

また、市民や団体、事業者に対する環境配慮の要請や各種施策への参加協力の呼びかけは、市が直接行うほか、本協議会を通して周知徹底を図っていきます。

このため、本協議会には、市内にさまざまな存在する、団体や事業者等の連合組織に参加を呼びかけ、既存の組織をいかしながら、本協議会が中心となって市民総ぐるみの環境保全運動を展開していきます。

（2）個別計画

本計画はあくまでも基本計画なので、本計画に掲げた環境施策を実施していく際には、何らかのより具体的な計画が必要になってきますが、本計画に掲げた環境施策を具体化するための計画はすべて本計画に基づく個別計画となります。

個別計画は、部や課、係などの単位で毎年度1つ1つの事務事業を明確にする目的で作成されるものから、地球温暖化対策といった本計画の分野別環境施策プログラムの1つを構成するような大きな施策のくくりで作成される計画まで、作る目的もボリュームもさまざまですが、本計画の着実な推進を図るため、適宜必要に応じて作成し、本計画における位置付けや具体的な取り組みを明確にするとともに、進捗状況や結果の評価が適切に行えるよう努めていきます。

（3）登米市環境年次報告

登米市環境基本条例第10条の規定により、本市では次の各項目について登米市環境年次報告を作成し、これを公表することとなっています。

○本市の環境の状況

○市が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況

○本市の環境の状況を考慮して市が講じようとする施策

こうした年次報告を作成し公表することは、本計画により施策を進め、またその結果を評価する際の基本となりますので、本計画と施策の実施状況との対応が明確になるよう、本計画の施策体系に沿って年次報告をまとめるようにします。

資料編

資料 1

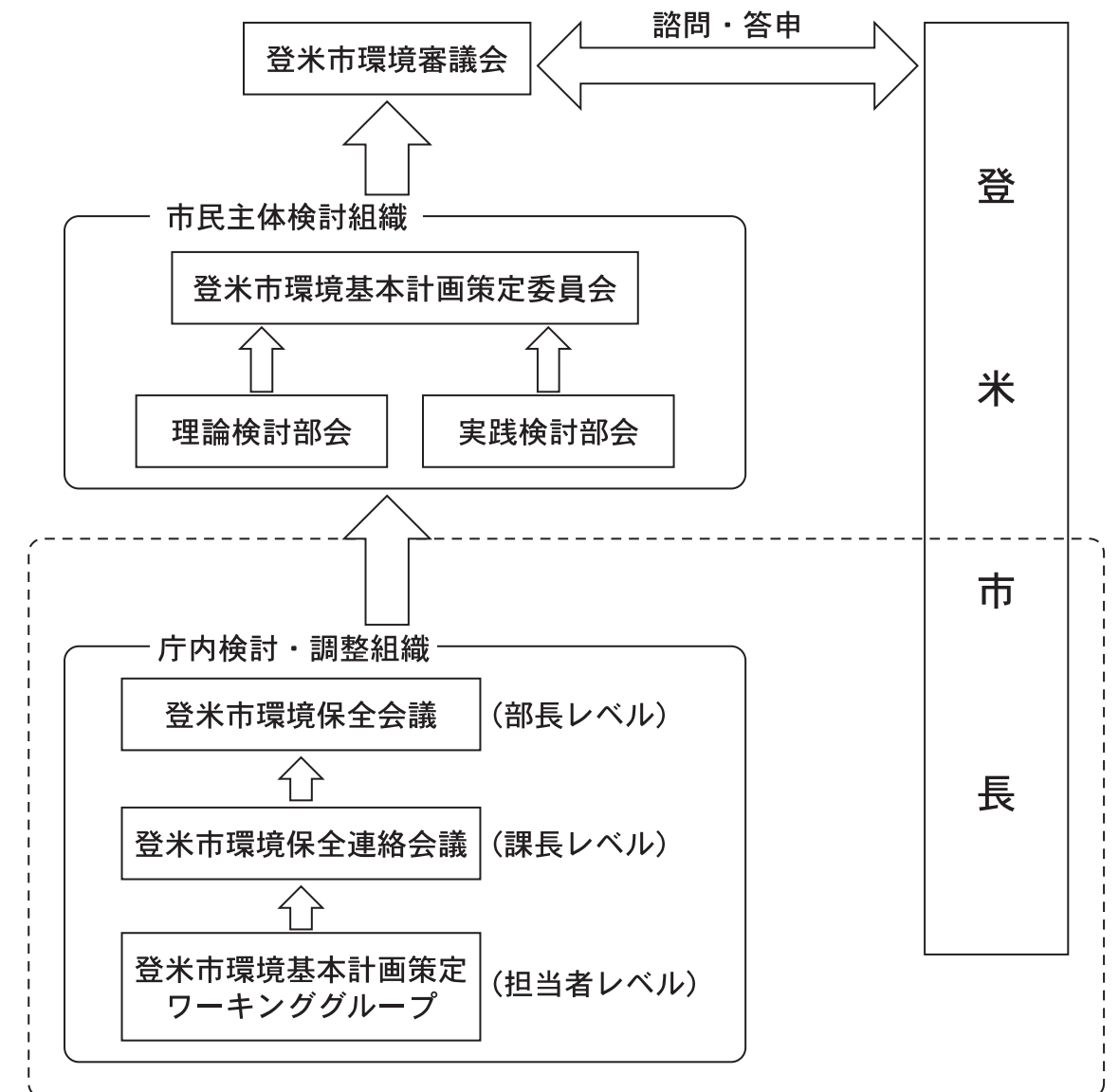
本計画の検討組織及び検討経過について

<検討組織>

本計画を策定するに当たっては、市民主体の検討組織として登米市環境基本計画委員会を設置するとともに、庁内の検討・調整組織として関係部局の部長クラスから成る登米市環境保全会議、関係課の課長クラスから成る登米市環境保全連絡会議、関係課の担当者レベルで構成される登米市環境基本計画策定ワーキンググループをそれぞれ設け、環境基本計画の基本的な考え方や内容などについて検討や調整を行ってきました。

これらの組織で取りまとめた計画案は、登米市環境審議会の審議を経て、最終的に市長の決裁で登米市環境基本計画として決定されました。

なお、市では、これらの組織での検討の際の基礎資料とするため、市民、児童生徒、事業者を対象にしたアンケート調査と市内全域を対象とした自然環境基礎調査を実施しました。



<検討経過>

本計画の策定に至る検討組織等での検討の経過は次のとおりです。

平成18年	4月28日	第1回登米市環境保全会議及び第1回登米市環境保全連絡会議合同会議
平成18年	5月19日	第1回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成18年	6月6日	第1回登米市環境基本計画策定委員会
平成18年	6月27日	第2回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成18年	7月24日	第3回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成18年	7月28日	第2回登米市環境基本計画策定委員会
平成18年	8月3日	第2回登米市環境保全連絡会議
平成18年	8月8日	登米市の環境についての児童生徒アンケート調査実施
平成18年	9月5日	第3回登米市環境基本計画策定委員会
平成18年	9月8日	第4回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成18年	9月19日	登米市の環境についての住民アンケート調査実施
〃		登米市の環境についての事業所アンケート調査実施
平成18年10月11日		第4回登米市環境基本計画策定委員会
平成18年10月13日		登米市自然環境基礎調査実施
平成18年10月19日		第2回登米市環境保全会議
平成18年10月26日		第5回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成18年11月15日		第3回登米市環境保全連絡会議
平成19年1月25日		第3回登米市環境保全会議及び第4回登米市環境保全連絡会議合同会議
平成19年1月30日		第5回登米市環境基本計画策定委員会
〃		登米市の環境についての住民アンケート調査結果取りまとめ
〃		登米市の環境についての児童生徒アンケート調査結果取りまとめ
〃		登米市の環境についての事業所アンケート調査結果取りまとめ
平成19年3月23日		第6回登米市環境基本計画策定委員会
平成19年5月9日		第6回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成19年5月16日		第4回登米市環境保全会議及び第5回登米市環境保全連絡会議合同会議
平成19年5月29日		第7回登米市環境基本計画策定委員会 部会設置
〃		第1回登米市環境基本計画策定委員会理論検討部会
〃		第1回登米市環境基本計画策定委員会実践検討部会
平成19年6月28日		登米市自然環境基礎調査に平筒沼いこいの森自然環境基礎調査を追加
平成19年7月3日		第8回登米市環境基本計画策定委員会
〃		第2回登米市環境基本計画策定委員会理論検討部会
〃		第2回登米市環境基本計画策定委員会実践検討部会
平成19年7月10日		第7回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成19年8月2日		第9回登米市環境基本計画策定委員会
〃		第3回登米市環境基本計画策定委員会理論検討部会
〃		第3回登米市環境基本計画策定委員会実践検討部会
平成19年8月29日		第5回登米市環境保全会議及び第6回登米市環境保全連絡会議合同会議
平成19年10月31日		登米市自然環境基礎調査報告書刊行
平成19年11月12日		第10回登米市環境基本計画策定委員会
平成19年11月29日		第7回登米市環境保全連絡会議
平成19年12月14日		第8回登米市環境基本計画策定ワーキンググループ打合せ会議
平成19年12月25日		第11回登米市環境基本計画策定委員会
平成20年1月21日		第6回登米市環境保全会議及び第8回登米市環境保全連絡会議合同会議
平成20年1月25日		第12回登米市環境基本計画策定委員会
〃		「登米市環境基本計画」(案)に係るパブリックコメント実施
平成20年2月15日		第1回登米市環境審議会 市長からの諮問
平成20年3月14日		第2回登米市環境審議会 市長への答申
平成20年3月26日		市長決裁

資料2

「登米市の環境についての住民アンケート調査」の結果について

＜調査の概要＞

このアンケート調査は、市民が日ごろ登米市の環境に関して考えていることや環境保全に取り組んでいることなどを把握し、環境基本計画に反映させていくことを目的として、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に実施した。

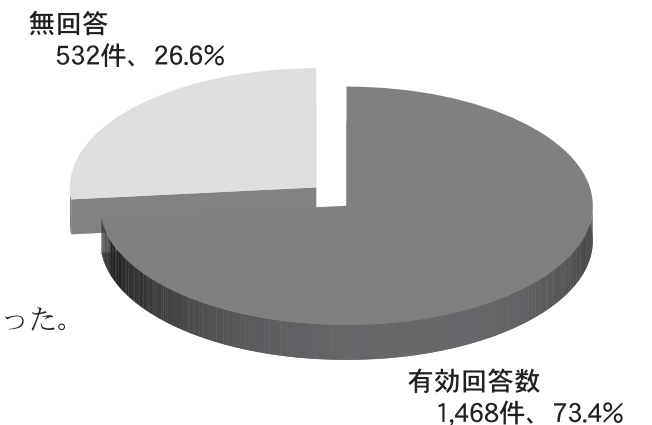
調査書は、平成18年9月に各総合支所及び各行政区長を通じて対象者に配付し、平成18年10月に各行政区長を通じて回収した。

＜回収の状況＞

今回のアンケートでは、1,487件の回答が寄せられたが、うち19件はすべて白紙での回答であった。これを除いた有効回答は1,468件であり、有効回答率は73.4%であった。

各町域別の有効回答率は下記のとおりであった。

町域	対象者	有効回答	有効回答率
迫町	485人	323件	66.6%
登米町	129人	103件	79.8%
東和町	185人	148件	80.0%
中田町	368人	252件	68.5%
豊里町	159人	119件	74.8%
米山町	245人	170件	69.4%
石越町	133人	112件	84.2%
南方町	204人	168件	82.4%
津山町	92人	72件	78.3%
不明	—	1件	—
合計	2,000人	1,468件	73.4%



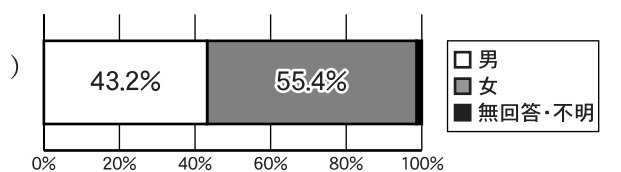
また、年齢層別の有効回答率は下記のとおりであった。

年齢	対象者	有効回答	有効回答率
～29	280人	180件	64.3%
30～39	262人	164件	62.6%
40～49	302人	221件	73.2%
50～59	398人	326件	81.9%
60～69	255人	208件	81.6%
70～	503人	367件	73.0%
不明	—	2件	—
合計	2,000人	1,468件	73.4%

＜各設問への回答結果＞

問1 はじめに、あなたの性別を教えてください。
(どちらかの性別を1つ○で囲んでください。)

1 男	635	43.2%
2 女	813	55.4%
無回答・不明	20	1.4%



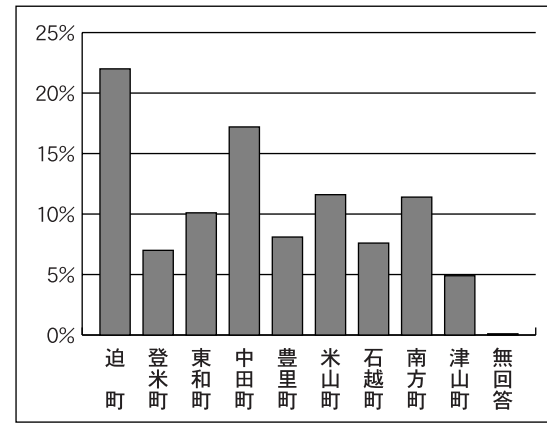
＜解説＞

回答結果を見ると、女性の比率が高い。

これは、そもそも対象者を抽出した時点で女性の比率が高かった(対象者:男942人・47.1%、女1058人・52.9%。もともと登米市は女性の割合がやや高い)ことと、男性よりも女性の方が10ポイント近くも有効回答率が高かった(有効回答率:男67.4%、女76.8%)ことによる。

問2 あなたの住まいの地域は次のうちどれですか。
(該当する番号を1つ○で囲んでください。)

1 迫町	323	22.0%
2 登米町	103	7.0%
3 東和町	148	10.1%
4 中田町	252	17.2%
5 豊里町	119	8.1%
6 米山町	170	11.6%
7 石越町	112	7.6%
8 南方町	168	11.4%
9 津山町	72	4.9%
無回答・不明	1	0.1%

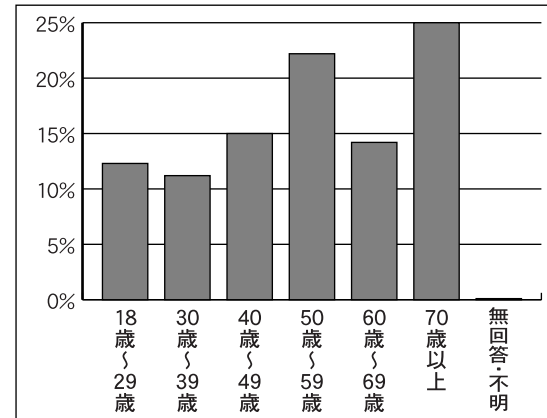


<解説>

各町域の人口割合をおおよそ反映した結果であると言えます。

問3 あなたの年齢は次のうちどれですか。
(該当する番号を1つ○で囲んでください。)

1 18歳～29歳	180	12.3%
2 30歳～39歳	164	11.2%
3 40歳～49歳	221	15.0%
4 50歳～59歳	326	22.2%
5 60歳～69歳	208	14.2%
6 70歳以上	367	25.0%
無回答・不明	2	0.1%

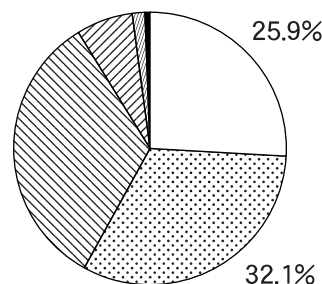


<解説>

登米市における年齢層別の人口割合をおおよそ反映した結果であると言えます。70歳以上の方の割合が高いが、これは対象者を抽出した時点で70歳以上の方は503人、率にして25.2%を占めていたことによるもので、それだけ高齢化が進んでいると言える。また、50歳以上59歳以下の割合も高い。これは団塊の世代で人数そのものが多いほか、この年齢層の有効回答率が最も高かった(全体の有効回答率が73.4%なのに対して、この年齢層の有効回答率は81.9%)ことによる。

問4 あなたは、自分の住んでいるところの自然がどれくらい豊かだと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても自然が豊かなところだと思う。	380	25.9%
2 どちらかといえば自然が豊かなところだと思う。	471	32.1%
3 自然の豊かさは普通ぐらいのところだと思う。	487	33.2%
4 どちらかといえば自然が乏しい(豊かではない)ところだと思う。	99	6.7%
5 ひじょうに自然が乏しい(豊かではない)ところだと思う。	22	1.5%
無回答・不明	9	0.6%

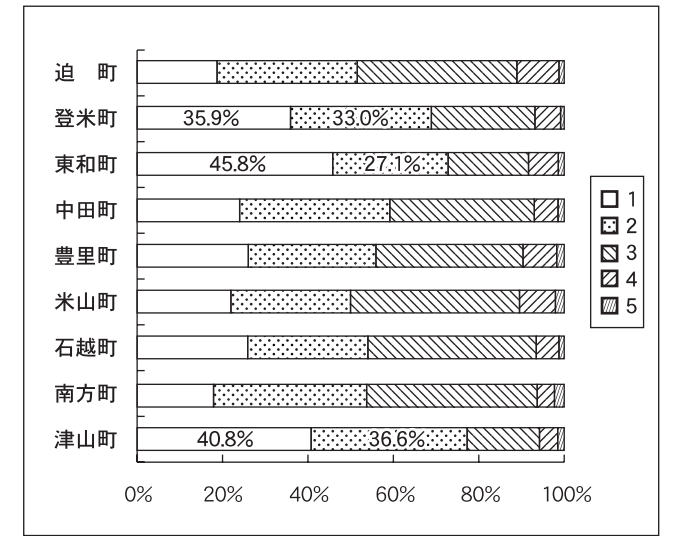


- 1 とても自然が豊かなところだと思う。
- ▨ 2 どちらかといえば自然が豊かなところだと思う。
- ▩ 3 自然の豊かさは普通ぐらいのところだと思う。
- ▧ 4 どちらかといえば自然が乏しい(豊かではない)ところだと思う。
- ▦ 5 ひじょうに自然が乏しい(豊かではない)ところだと思う。
- 無回答・不明

<解説>

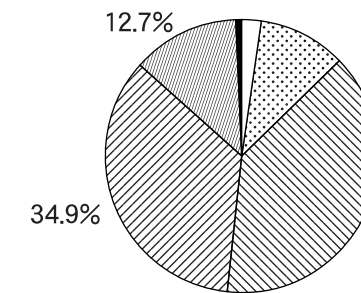
登米市全体では、「とても自然が豊かなところ」または「どちらかといえば自然が豊かなところ」という方が約6割に達しているのに対し、「豊かではない」または「どちらかといえば豊かではない」という方は1割にも満たない。

登米市の自然の豊かさを実感している市民が多数を占めているということが分かる。右のグラフで町域別に見てみると、登米町、東和町、津山町の3町の方が、自然の豊かさを特に強く実感しているのが分かる。身近なところに北上山系の広大な森林が広がっている地域ならではの結果だと言える。



問5 あなたは、自分の住んでいるところがどれくらい発展していると思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても発展しているところだと思う。	33	2.3%
2 どちらかといえば発展しているところだと思う。	153	10.4%
3 発展の程度は普通ぐらいのところだと思う。	573	39.0%
4 どちらかといえば発展していないところだと思う。	512	34.9%
5 まったく発展していないところだと思う。	187	12.7%
無回答・不明	10	0.7%



- 1 とても発展しているところだと思う。
- ▨ 2 どちらかといえば発展しているところだと思う。
- ▩ 3 発展の程度は普通ぐらいのところだと思う。
- ▧ 4 どちらかといえば発展していないところだと思う。
- ▦ 5 まったく発展していないところだと思う。
- 無回答・不明

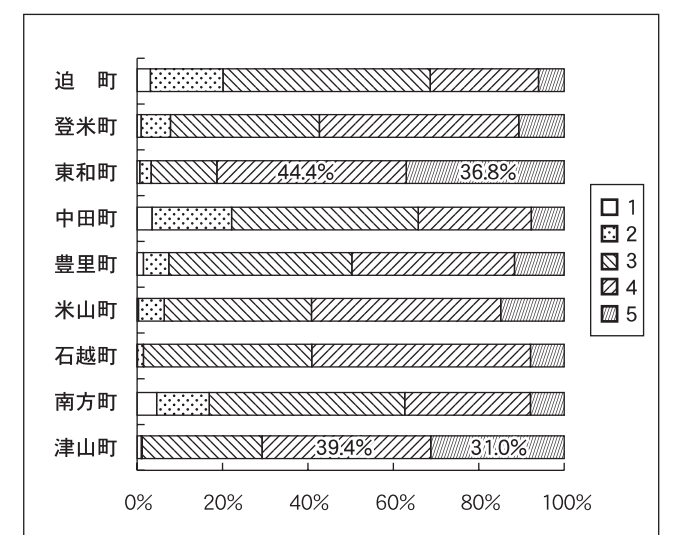
<解説>

登米市全体では、「とても発展している」または「どちらかといえば発展している」という方が1割程度なのに対し、「まったく発展していない」または「どちらかといえば発展していない」という方が約5割を占めている。

これは、問4で市民の過半数が豊かな自然を実感しているのと合わせて考えると、それだけ豊かな自然が残っているところなのだと言える。

右のグラフで町域別に見てみると、東和町では約8割、津山町では約7割の方が「発展していない」と感じており、この2町が際だって高いのが特徴的である。

逆に、迫町、中田町、南方町の3町では、「発展していない」と感じる人の方が少数派となっている。

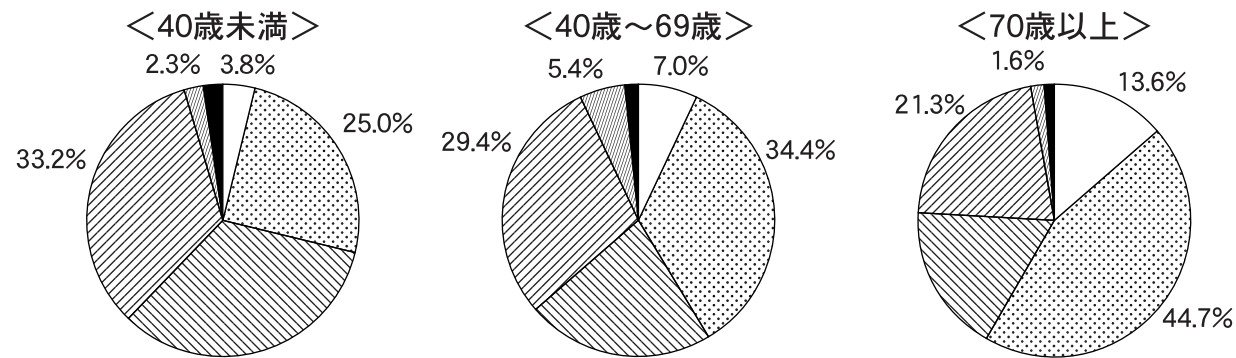
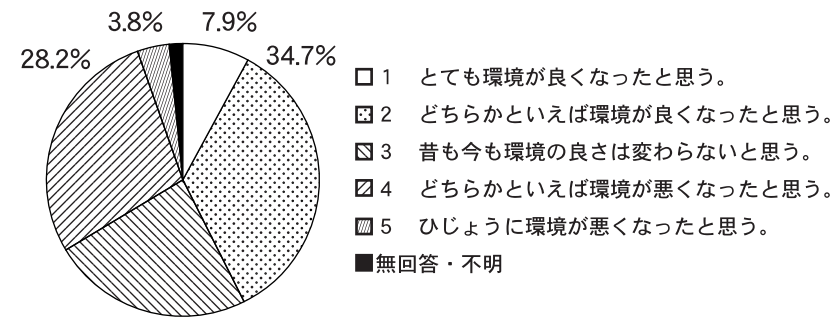


問6 あなたは、あなたの子どもの頃と現在を比べて、登米市の環境がどう変わったと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても環境が良くなったと思う。	116	7.9%
2 どちらかといえば環境が良くなったと思う。	510	34.7%
3 昔も今も環境の良さは変わらないと思う。	350	23.8%
4 どちらかといえば環境が悪くなったと思う。	414	28.2%
5 ひじょうに環境が悪くなったと思う。	55	3.8%
無回答・不明	23	1.6%

<解説>

この設問に対する回答は、「良くなった」と「悪くなった」が一方に偏らず、市民の感じ方は大きく分かれる結果となった。都市化の進展でだんだん環境が悪くなったと感じる人も一方で、有害な農薬などの規制や下水道整備の進展などで環境が良くなったと感じる人も決して少なくない。



年齢別に見てみると、若い方ほど「悪くなった」と感じる方が多いのに対し、年齢が上がるにしたがって「良くなった」と感じる方の割合が増え、70歳以上の方に至っては、「良くなった」という方の割合が6割近くを占めている。

この年代の方々は、戦前と現在を比較しているのだから、戦後、インフラ(社会資本)の整備などで生活環境が飛躍的に向上した結果、総合評価でも環境は良くなった(住みやすい環境になった)と感じる方が多いのであろう。

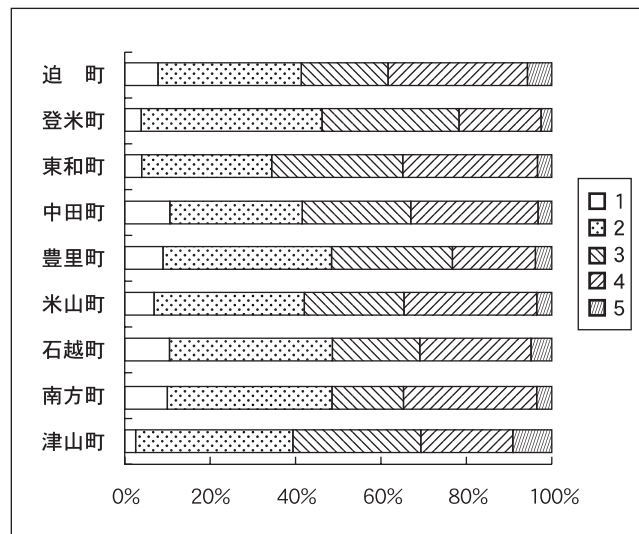
戦後、生活環境が良くなってから生まれた年代の方は、生活環境の劇的な変化が無い分、自然環境の変化に敏感で、環境は悪くなったと感じやすいのかも知れない。

このことは、環境問題への関心の高まりがこれまで経てきた経過とも共通すると言えよう。

こうして考えると、今後ますます環境問題への関心は高まっていくように思われる。

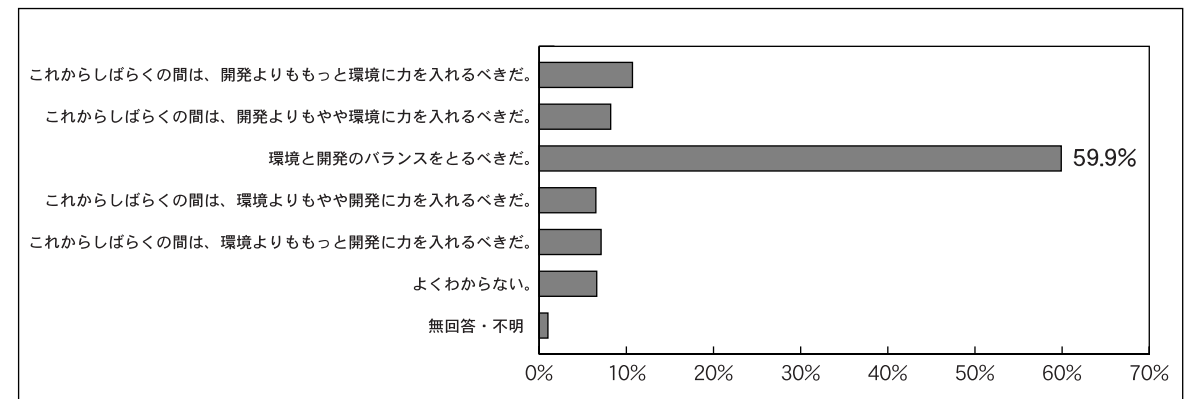
右のグラフで町域別に見てみると、「良くなった」という方は登米町、豊里町、石越町、南方町で多く、東和町で少ない。

逆に、「悪くなった」という方は迫町で多く、登米町、豊里町で少ない。



問7 あなたは、登米市がこれからはばらくの間、環境と開発のどちらにより力を入れるべきだと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。しばらくの間とは10年ぐらいとします。)

1 これからはばらくの間は、開発よりももっと環境に力を入れるべきだ。	157	10.7%
2 これからはばらくの間は、開発よりもやや環境に力を入れるべきだ。	120	8.2%
3 環境と開発のバランスをとるべきだ。	880	59.9%
4 これからはばらくの間は、環境よりもやや開発に力を入れるべきだ。	95	6.5%
5 これからはばらくの間は、環境よりももっと開発に力を入れるべきだ。	104	7.1%
6 よくわからない。	97	6.6%
無回答・不明	15	1.0%



<解説>

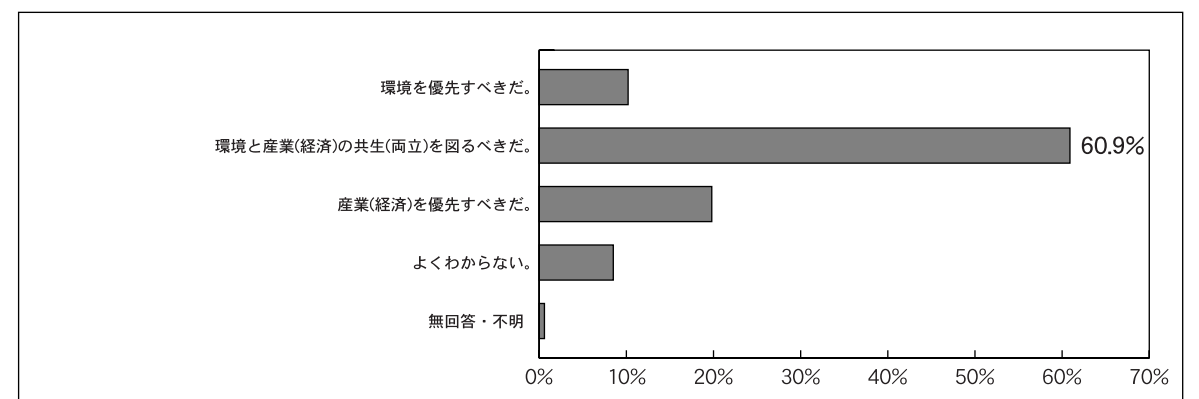
問5で、登米市は「発展していない」と感じる市民が多かったのだが、それではしばらくの間は開発に力を入れるべきかという決してそうではない。環境一辺倒でも開発一辺倒でもなく、「環境と開発のバランス」を重視すべきだと考える市民がいかにか多いかを示す結果と理解することができよう。

これから環境基本条例の中に、「持続的発展」あるいは「持続可能な開発」という考えを盛り込もうとしているが、この考え方は市民の思いとも一致するものと理解してよいのではないかと。

町域別に見ても「環境と開発のバランスをとるべきだ。」という方が全町域に共通して最も多いが、その中でも迫町と石越町では環境を重視する方が約2割5分とやや多く、逆に東和町では開発を重視する方が2割を超えているのが特徴的なところである。

問8 あなたは、登米市では環境と産業(経済)のどちらを優先すべきだと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 環境を優先すべきだ。	149	10.2%
2 環境と産業(経済)の共生(両立)を図るべきだ。	894	60.9%
3 産業(経済)を優先すべきだ。	291	19.8%
4 よくわからない。	125	8.5%
無回答・不明	9	0.6%

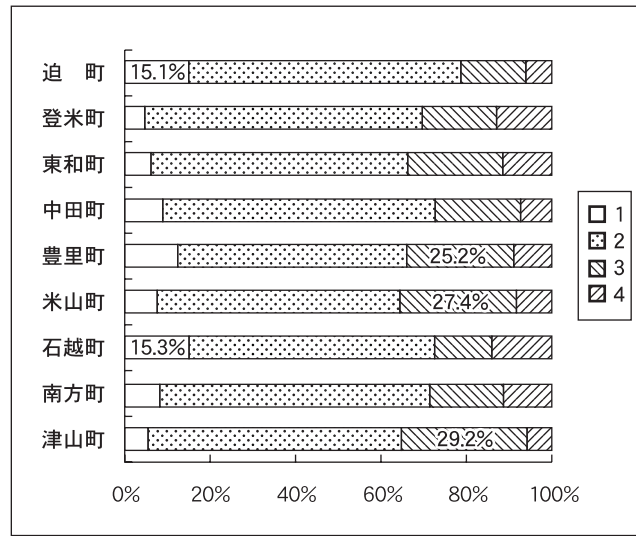


<解説>

この設問でも、圧倒的多数の方が「環境と産業の共生を図るべきだ。」という考えであった。

これから環境基本条例の中に、「環境と産業の共生」という考えを盛り込もうとしているが、この考え方は市民の思いとも一致するものと考えてよいのではないか。

町域別に見てみても「環境と産業の共生を図るべきだ。」という方が全町域に共通して最も多いが、その中でも迫町と石越町では環境優先という方が約1割5分とやや多く、逆に豊里町、米山町、津山町の3町では産業優先という方が3割弱を占めている。

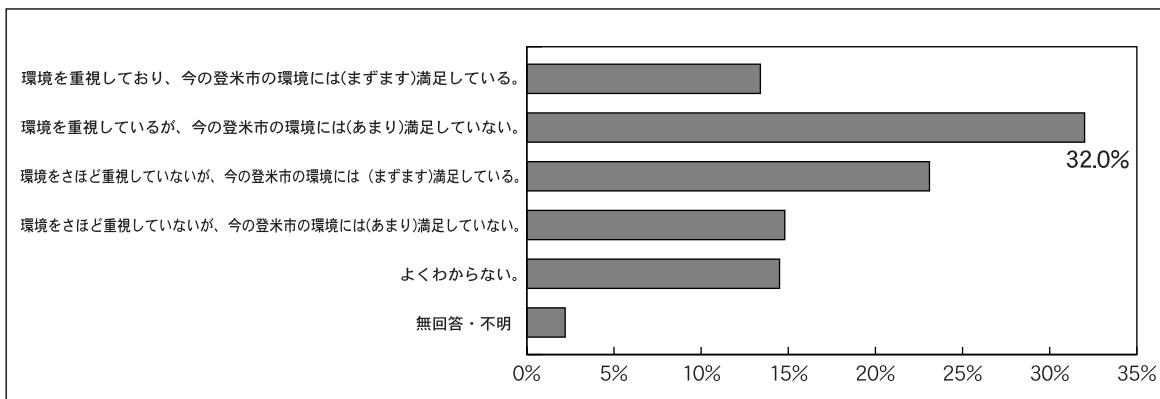


市民の思いからも、登米市では「環境優先」といった極端な政策はとるべきではなく、産業にも十分配慮して、「環境にも良い。産業にも良い。」という施策を講じていくべきであろう。

問9 あなたの環境への重視度と満足度を教えてください。

(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 環境を重視しており、今の登米市の環境には(ますます)満足している。	196	13.4%
2 環境を重視しているが、今の登米市の環境には(あまり)満足していない。	470	32.0%
3 環境をさほど重視していないが、今の登米市の環境には(ますます)満足している。	339	23.1%
4 環境をさほど重視していないが、今の登米市の環境には(あまり)満足していない。	217	14.8%
5 よくわからない。	213	14.5%
無回答・不明	33	2.2%



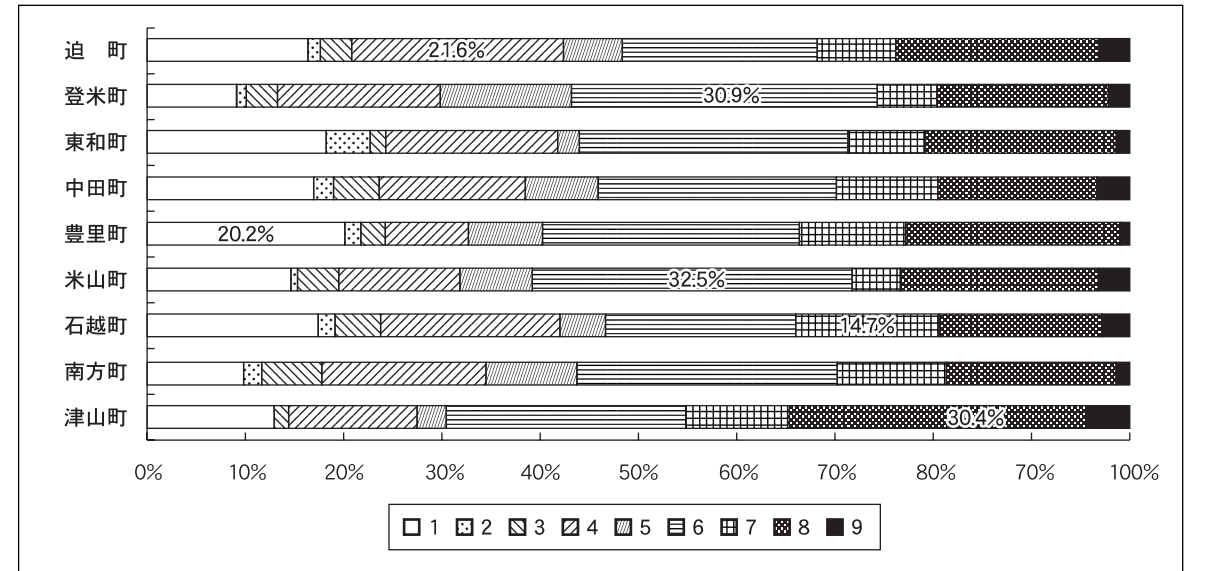
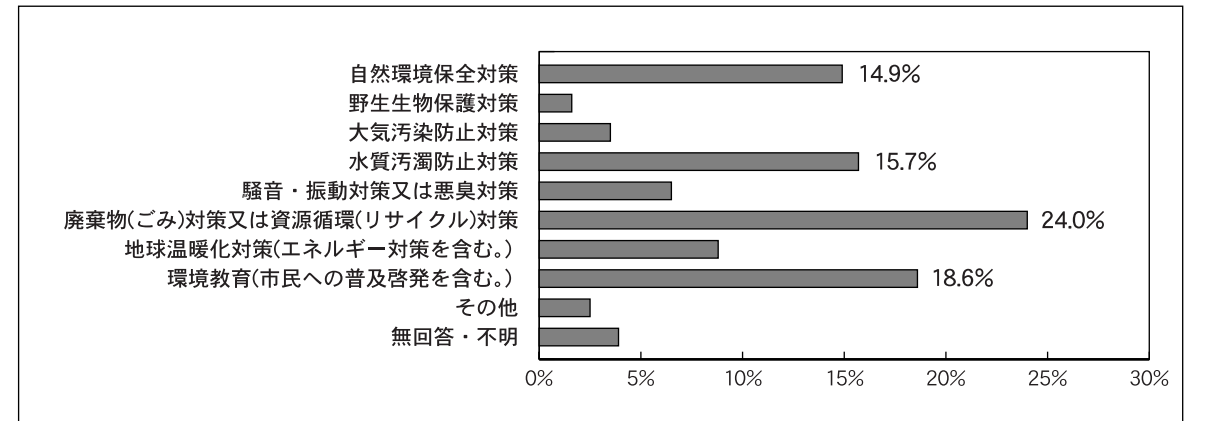
<解説>

環境については、住民の重視度が高い割に満足度が低い。やはり緊急に対策が必要な施策であると言える。

問10 あなたは、登米市の環境対策の中で、最も急いで進めるべきものは何だと考えていますか。

(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 自然環境保全対策	219	14.9%
2 野生生物保護対策	24	1.6%
3 大気汚染防止対策	52	3.5%
4 水質汚濁防止対策	230	15.7%
5 騒音・振動対策又は悪臭対策	96	6.5%
6 廃棄物(ごみ)対策又は資源循環(リサイクル)対策	352	24.0%
7 地球温暖化対策(エネルギー対策を含む。)	129	8.8%
8 環境教育(市民への普及啓発を含む。)	273	18.6%
9 その他	36	2.5%
無回答・不明	57	3.9%



<解説>

ごみやリサイクル対策を急務の課題と考える市民が最も多いが、そのほかでは、環境教育、水質汚濁防止対策、自然環境保全対策の順にこれらの早急な対応を求める市民が多い。

町域別に見てみると、迫町では水質汚濁防止対策を急務の課題と考える市民が最も多い。これは、全国湖沼調査で「伊豆沼・内沼」と「長沼」がこのところワースト5に連続して名を連ねていることや、市街地を流れる長沼川の汚染が長年の課題であったことなどが背景にあるものと思われる。

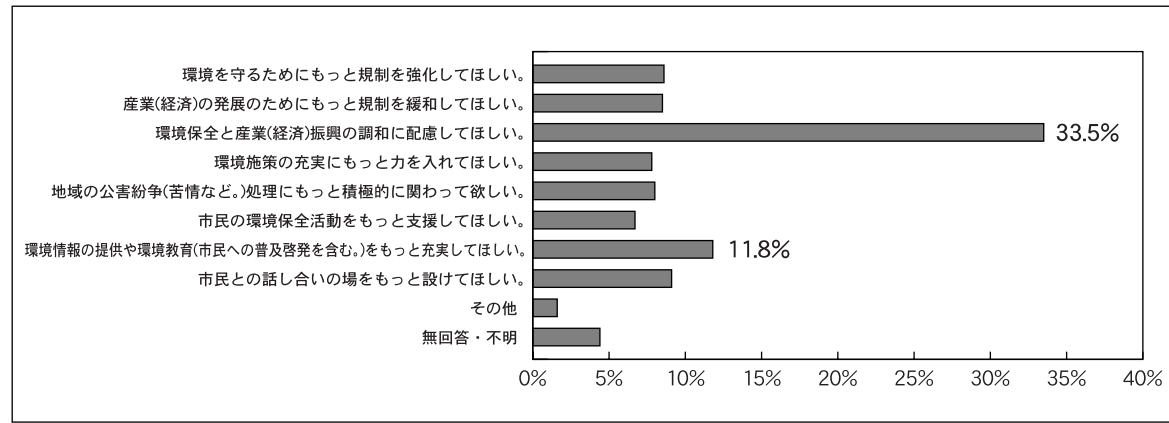
そのほかで特に目につくものとしては、豊里町で自然環境保全対策を急務の課題との方が他の町域に比べて多いことや、津山町では環境教育を第1に考える方が3割を超えて最も多いことなどがあげられる。また、石越町では地球温暖化対策への意識が他の町域に比べて高いようである。

今後、環境施策を検討していく際には、こうした地域ごとのニーズ(需要)を踏まえていく必要がある。

問11 あなたは、登米市の環境行政に最も望むことは何ですか。

(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 環境を守るためにもっと規制を強化してほしい。	127	8.6%
2 産業(経済)の発展のためにもっと規制を緩和してほしい。	125	8.5%
3 環境保全と産業(経済)振興の調和に配慮してほしい。	492	33.5%
4 環境施策の充実にもっと力を入れてほしい。	115	7.8%
5 地域の公害紛争(苦情など)処理にもっと積極的に関わって欲しい。	117	8.0%
6 市民の環境保全活動をもっと支援してほしい。	98	6.7%
7 環境情報の提供や環境教育(市民への普及啓発を含む)をもっと充実してほしい。	173	11.8%
8 市民との話し合いの場をもっと設けてほしい。	134	9.1%
9 その他	23	1.6%
無回答・不明	64	4.4%



<解説>

登米市民が環境行政に最も望むものは、「環境保全と産業振興の調和に配慮してほしい。」ということであった。特に、登米町と東和町では4割を超えており他を圧倒していた。

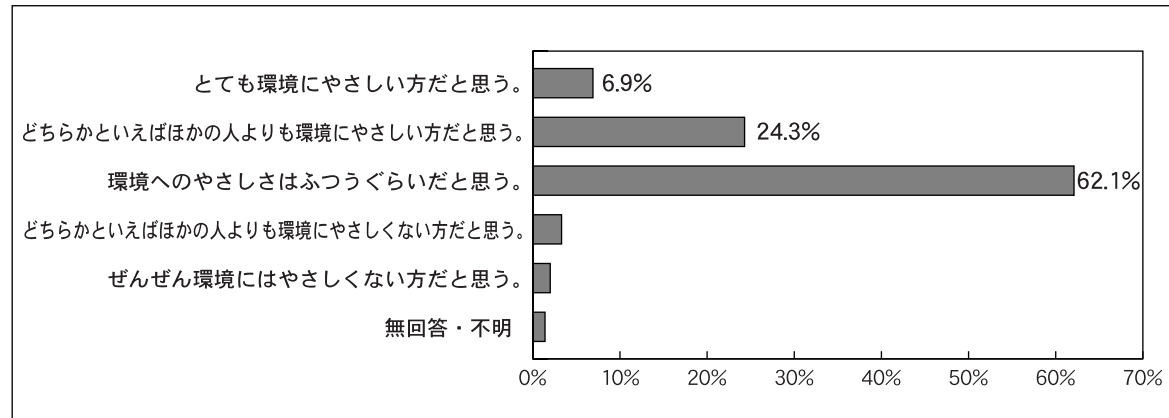
問8とも共通するが、やはり登米市で環境行政を担う場合、産業との関わりは重視していかなければならないと改めて認識させられる結果であった。

次いで、「環境情報の提供・環境教育の充実」を挙げる市民も多く、特に津山町では2割弱に達し、問10と同様、津山町での環境教育のニーズ(需要)の高さをうかがわれる結果となった。

このほかでは、石越町、南方町、米山町で「地域の公害紛争処理への積極的な関与」を、豊里町で「市民の環境保全活動への支援」を望む方が多いのが目立った。

問12 あなたは、日ごろの生活で環境にやさしい(配慮をしている)方だと思いませんか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても環境にやさしい方だと思う。	101	6.9%
2 どちらかといえばほかの人よりも環境にやさしい方だと思う。	357	24.3%
3 環境へのやさしさはふつうぐらいだと思う。	912	62.1%
4 どちらかといえばほかの人よりも環境にやさしくない方だと思う。	48	3.3%
5 ぜんぜん環境にはやさしくない方だと思う。	30	2.0%
無回答・不明	20	1.4%

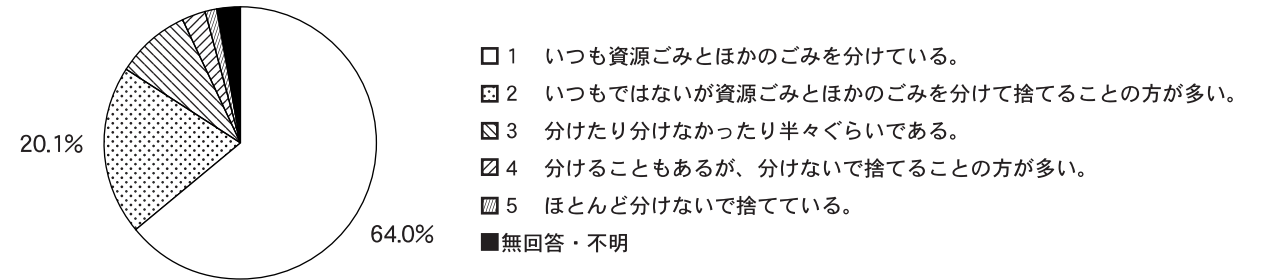


<解説>

圧倒的に多いのは「ふつうぐらい」という結果ではあったが、「環境にやさしい方」という方が市全体では3割を超えており(ちなみに津山町では4割を超えていた)、「環境にやさしくない方」という方はたいへん少なかった。

問13 あなたは、資源ごみを回収できるようにほかのごみと分けていますか。(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 いつも資源ごみとほかのごみを分けている。	940	64.0%
2 いつもではないが資源ごみとほかのごみを分けて捨てることの方が多い。	295	20.1%
3 分けたり分けなかったり半々ぐらいである。	131	8.9%
4 分けることもあるが、分けずに捨てることの方が多い。	41	2.8%
5 ほとんど分けずに捨てている。	20	1.4%
無回答・不明	41	2.8%



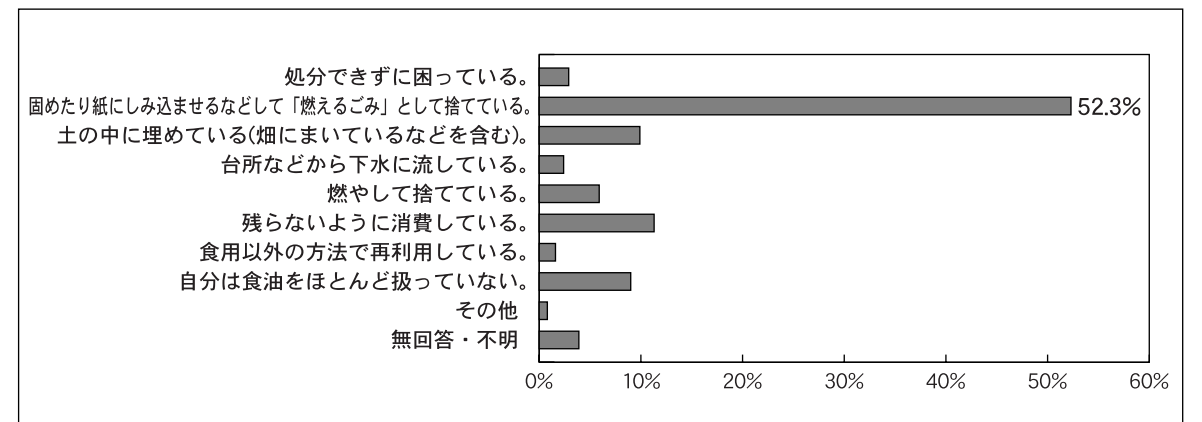
<解説>

市全体では8割以上と、ほとんどの方がごみの分別回収に協力している。

町域別に見てみると、「いつもまたは分けて捨てる方が多い」というのは東和町が92.1%でトップ。登米町が89.8%でこれに次いでいた。最も低い町でも77.3%なので、総じて意識の高さがうかがえるが、今後一層ごみの分別回収に向けた市民の協力が得られるよう、引き続き努力していく必要がある。

問14 あなたは、廃食油(使い終わった天ぷら油など)をどのように処分していますか。(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 処分できずに困っている。	42	2.9%
2 固めたり紙にしみ込ませるなどして「燃えるごみ」として捨てている。	768	52.3%
3 土の中に埋めている(畑にまいているなどを含む)。	145	9.9%
4 台所などから下水に流している。	36	2.4%
5 燃やして捨てている。	87	5.9%
6 残らないように消費している。	166	11.3%
7 食用以外の方法で再利用している。	23	1.6%
8 自分は食油をほとんど扱っていない。	132	9.0%
9 その他	12	0.8%
無回答・不明	57	3.9%



<解説>

このアンケート調査は、登米市で廃食油を回収してバイオ・ディーゼル燃料に再生して使う「バイオ・ディーゼル燃料推進事業」を始める直前に行ったものである。

「燃えるごみ」として捨てている方が過半数(最も多い迫町では62.7%)を占めて最も多いのが分かる。やはり、資源として再生利用可能なものであっても、回収手段がなければごみとして捨てられてしまう訳で、今後の資源循環の施策を考える上でも興味深い結果となった。

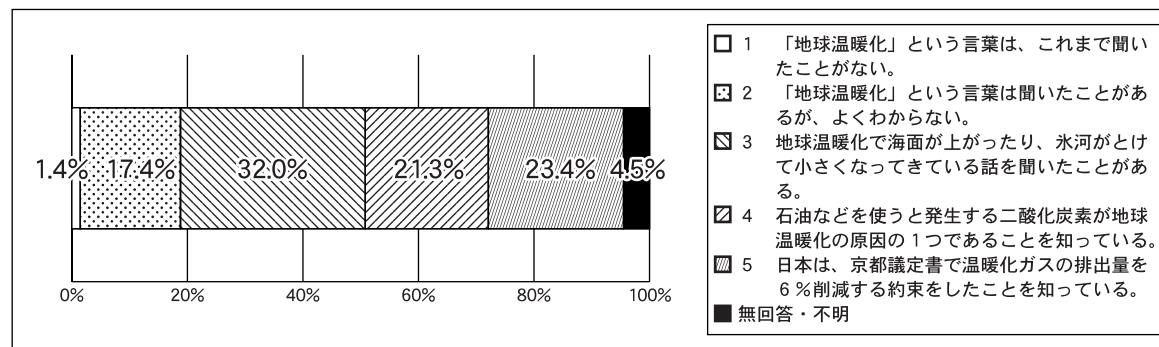
また、「処分できずに困っている。」という方が現実に存在し、米山町では8.5%にも達していた。こうした方の問題解決方法としても「バイオ・ディーゼル燃料推進事業」は有効であろう。

なお、割合は少なかったが下水に流すという方もいた。廃食油を下水に流すと下水処理の負荷が高まるので下水に流しては困る。また、下水道処理区域でない場合だと河川に流れ込んで水質汚濁の原因になる。やはり廃食油は回収して資源として再利用するのが一番であろう。

問15 最近、地球温暖化が問題になっていますが、あなたは地球温暖化についてどれくらい知っていますか。

(自分にあてはまるもののうち、一番大きな番号を1つ○で囲んでください。)

1 「地球温暖化」という言葉は、これまで聞いたことがない。	20	1.4%
2 「地球温暖化」という言葉は聞いたことがあるが、よくわからない。	256	17.4%
3 地球温暖化で海面が上がったり、氷河がとけて小さくなってきている話を聞いたことがある。	469	32.0%
4 石油などを使うと発生する二酸化炭素が地球温暖化の原因の1つであることを知っている。	313	21.3%
5 日本は、京都議定書で温暖化ガスの排出量を6%削減する約束をしたことを知っている。	344	23.4%
無回答・不明	66	4.5%



<解説>

地球温暖化については、それ相応の認知度はうかがえるが、内容を十分に理解していない方もかなり多く、国を挙げて、あるいは町ぐるみで地球温暖化対策を行っていくためには、まずはじめにその内容を市民の方に理解していただけるよう努力していかねばならない。

今回の調査と同じ内容で数年後に再び調査した場合、内容を理解する市民が増えるよう、市としても環境教育や地球温暖化問題の普及啓発に一層力を入れていくべきであろう。

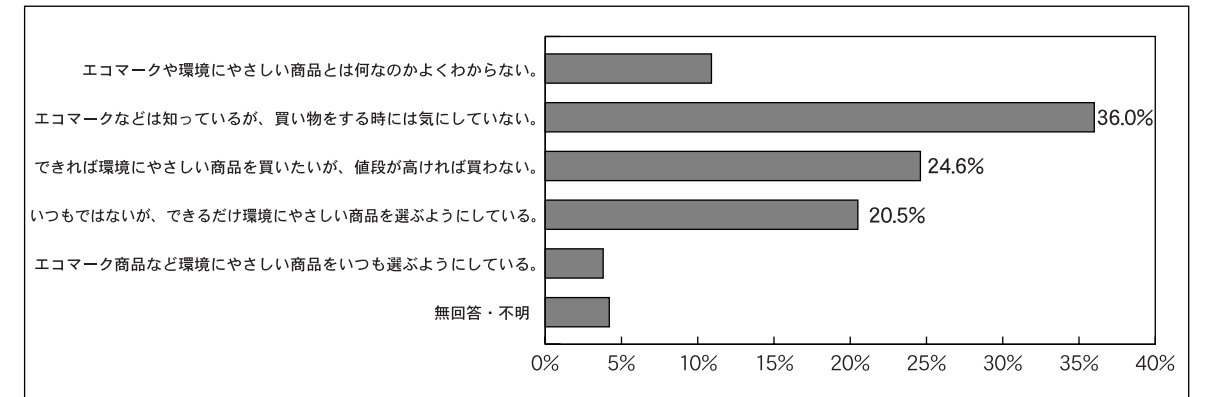
そのためには、分かりやすい広報、親しみやすい広報に努め、普及啓発効果が高まるよう十分配慮していかねばならない。

登米市から地球温暖化を止め、環境と産業が共生した富める地域づくりを進めるため、環境キャラクター「トメル君」・「オトメちゃん」を活用して視覚的に訴えるなど、幼児からお年寄りまで、さまざまな年代層にも受け入れられる環境広報を早急に力を入れて進めていきたい。

問15 あなたは、買い物をする時、エコマークのついた商品など、環境にやさしい商品を選んでますか。

(自分に最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 エコマークや環境にやさしい商品とは何なのかよくわからない。	160	10.9%
2 エコマークなどは知っているが、買い物をする時には気にしていない。	529	36.0%
3 できれば環境にやさしい商品を買いたい、値段が高ければ買わない。	361	24.6%
4 いつもではないが、できるだけ環境にやさしい商品を選ぶようにしている。	300	20.5%
5 エコマーク商品など環境にやさしい商品をいつも選ぶようにしている。	56	3.8%
無回答・不明	62	4.2%



<解説>

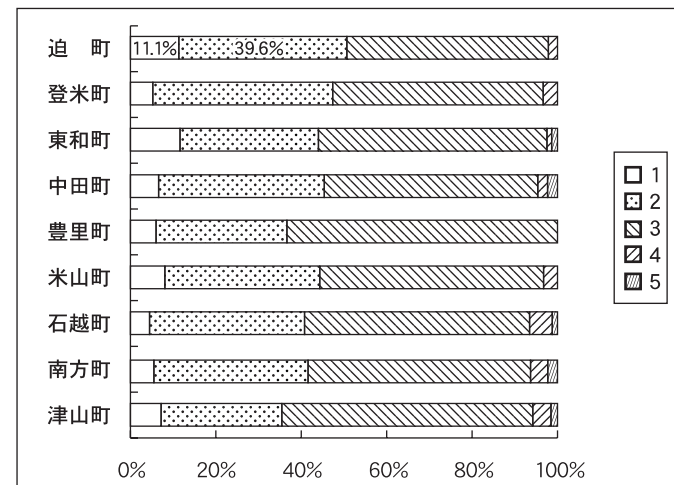
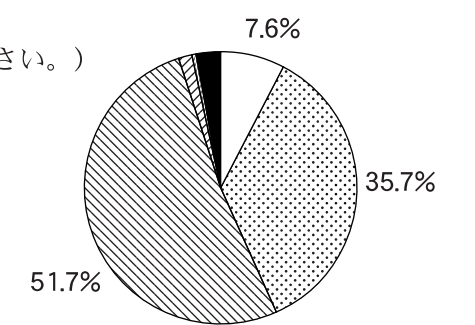
市民は、エコマークなどの環境にやさしい商品への認識はもっているが、それをいつも気にかけて買い物をしたりしている訳ではないし、まして値段が高ければそれをわざわざ選んで買うのは少数派にとどまっている。

やはり、こうした商品は、消費者が気にしないでも自然にそれらの商品を購入するように仕掛けをつくる必要があるし、こうした商品への優遇措置などを設けないとなかなか広まらないのが実態と言えよう。それと同時に、環境教育などを通じた市民への普及啓発を並行して進めることも大事である。

町域別に見てみると、「いつもまたはできるだけエコ商品を選ぶ」というのは、東和町が33.4%と最も多く、南方町(29.8%)、津山町(28.6%)がこれに続いている。

問17 あなたは、環境のことを学ぶのが好きですか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても好きだ。	111	7.6%
2 どちらかといえば好きな方だ。	524	34.7%
3 どちらともいえない。	759	51.7%
4 どちらかといえばきらいな方だ。	23	1.6%
5 とてもきらいだ。	8	0.5%
無回答・不明	43	2.9%



<解説>

環境を学ぶことの好ききらいについては、市全体では「どちらともいえない。」という方が過半数で最も多かったが、きらいな方はほとんどおらず、市全体では4割以上の方が「好き」と答えている。

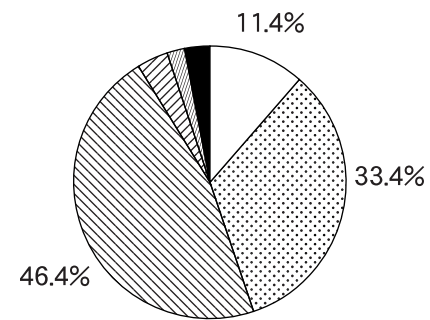
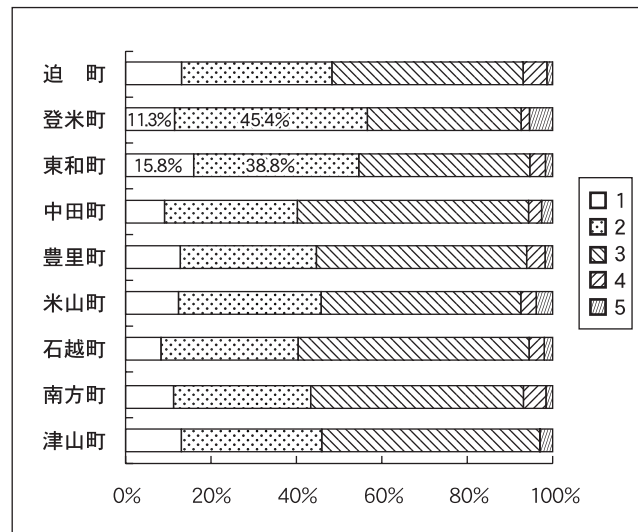
町域別に見てみると、学ぶ意欲は迫町で最も高く、「環境を学ぶのが好き」と答えた方が過半数を占めている。

こうした結果から、環境のことをもっと学びたいと考える市民は相当数に上ると考えられ、これらのニーズ(需要)に応えるため、環境関係のさまざまな情報提供や、環境学習のための機会を提供していくことが必要であろうと思われる。

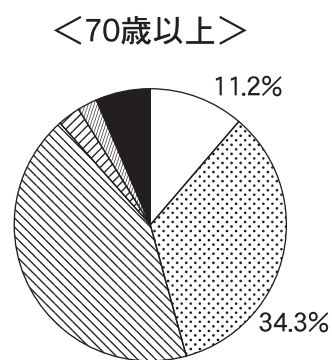
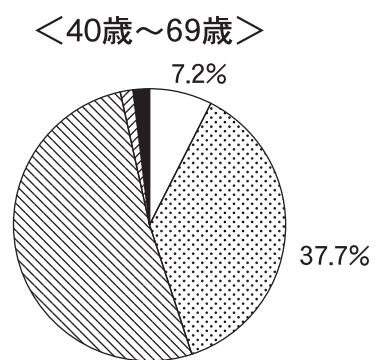
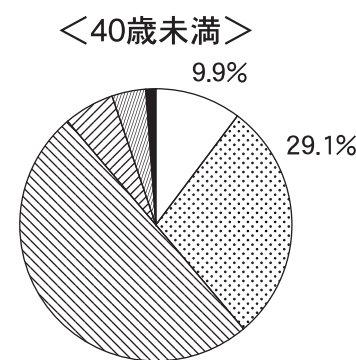
なお、「環境を学ぶのが好き」と答えた方は、40歳未満では39.5%であったのに対し、40歳以上69歳未満では44.9%、70歳以上では43.6%と、若い年代でやや少ないという結果であった。

問18 あなたは、家族や仲間などいっしょに、環境を守る活動に取り組んでみたいと思いますか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 ぜひ取り組んでみたい。	167	11.4%
2 どちらかといえば取り組んでみたい。	490	33.4%
3 どちらともいえない。	681	46.4%
4 どちらかといえば取り組みたくない。	55	3.7%
5 まったく取り組みたいと思わない。	31	2.1%
無回答・不明	44	3.0%



- 1 ぜひ取り組んでみたい。
- ▨ 2 どちらかといえば取り組んでみたい。
- ▧ 3 どちらともいえない。
- ▩ 4 どちらかといえば取り組みたくない。
- 5 まったく取り組みたいと思わない。
- 無回答・不明



<解説>

環境保全活動への意欲については、市全体では、「取り組みたくない」という方はごくわずかで、「ぜひまたはどちらかといえば取り組んでみたい」という人と「どちらともいえない」という方が半々ずつであった。市民の半数近くの方が環境保全活動に意欲をもっているということは、たいへん心強い結果であり、市民との協働で環境行政を進める素地が整っていると言っても良いであろう。

町域別に見てみると、登米町と東和町では「取り組みたい」という方が過半数を占めている。年齢別に見てみると、若い方よりも高齢者の方が意欲的であることがうかがえる。

若い方は仕事が忙しくて手が回らないか、趣味の多様化でもっと自分の好きなことに時間を使いたいという傾向が表れているようにも思われる。それでもかなりの方が意欲的であることをプラスに評価して良いのではないかな。

資料3

「登米市の環境についての児童生徒アンケート調査」の結果について

<調査の概要>

このアンケート調査は、将来の登米市を担う子どもたちが日ごろ登米市の環境に関して考えていることや環境保全に取り組んでいることなどを把握し、環境基本計画に反映させていくことを目的として、市内の小学校5年生(787人)と中学校3年生(830人)を対象に実施した(計1,617人)。

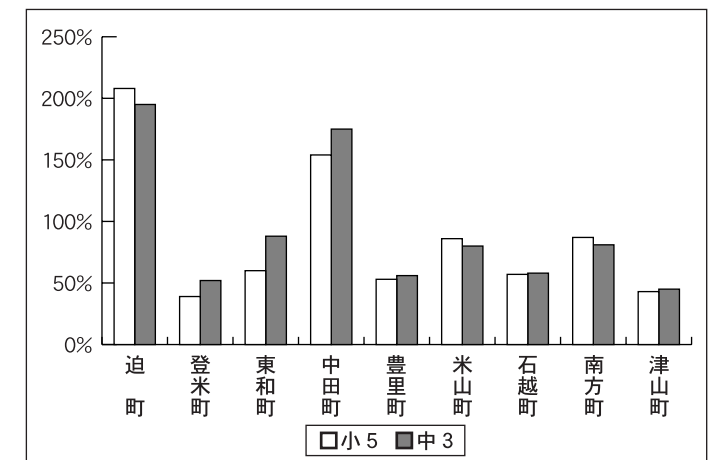
調査書は、平成18年8月に学校に配付し、各学校では平成18年9月にそれぞれ調査を実施した。

<回収の状況>

学校を通じて調査を実施したため、対象者全員から回答が寄せられ、すべてが有効回答であった。各町域別、学年別の回収結果(=対象者)は下記のとおりであった。

単位：人

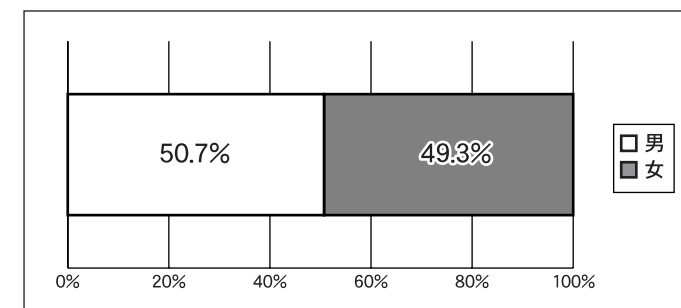
町域	小5	中3	合計
迫町	208	195	403
登米町	39	52	91
東和町	60	88	148
中田町	154	175	329
豊里町	53	56	109
米山町	86	80	166
石越町	57	58	115
南方町	87	81	168
津山町	43	45	88
合計	787	830	1,617



<各設問への回答結果>

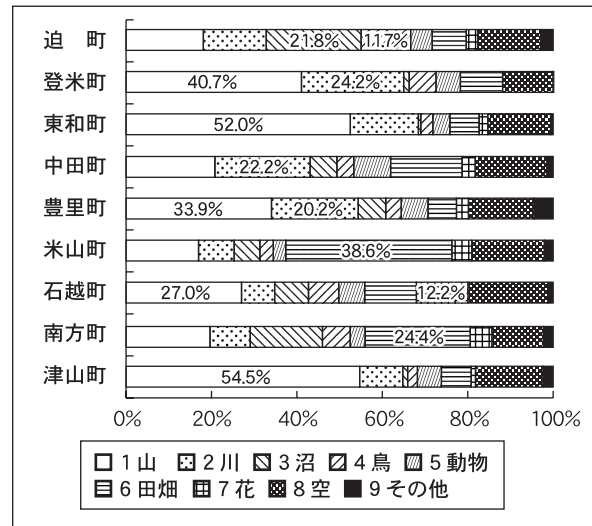
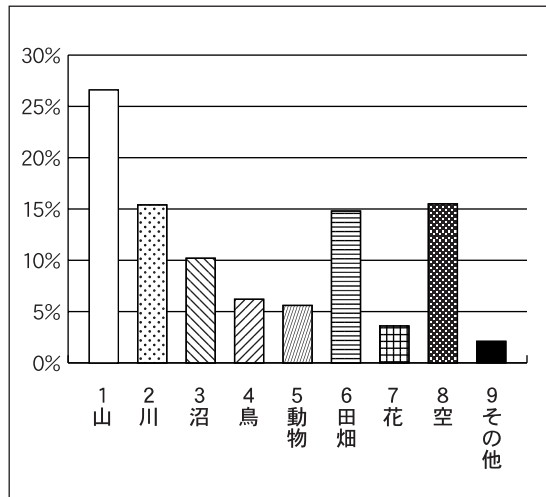
問1 はじめに、あなたの性別を教えてください。
(どちらかの性別を1つ○で囲んでください。)

1 男	820	50.7%
2 女	797	49.3%



問2 「登米市の自然」といった場合に、あなたが一番大事だと思うものは次のうちどれですか。
(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 山(山の地形、山の緑、山の森林など)	431	26.6%
2 川(北上川、迫川など)	249	15.4%
3 沼(伊豆沼・内沼、長沼、蕪栗沼、平筒沼など)	165	10.2%
4 鳥(ガン・ハクチョウなどのわたり鳥、イヌワシなど)	100	6.2%
5 動物(鳥以外の動物、魚、ザリガニ、虫など)	90	5.6%
6 田んぼや畑(そのほか土など)	239	14.8%
7 花(桜、花菖蒲、あじさい、チューリップなど)	59	3.6%
8 空(そのほか空気、風、自然の音、星空、雲など)	250	15.5%
9 その他	34	2.1%

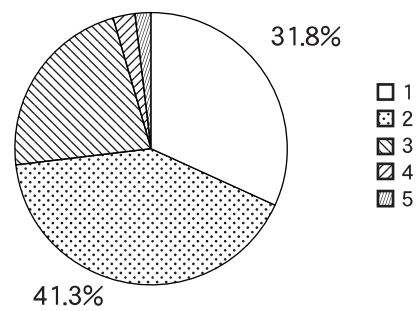


＜解説＞

市全体では「山」と答えた子が最も多く、次いで「空」、「川」、「田畑」の3つがほぼ同じで並んでいる。男女による大きな違いはほとんど見られなかった。小5は「山」と答えた子が3割を超え「沼」と答えた子は5%不足なのに対し、中3は「山」が23%で「沼」は15%と、小5と中3では「山」と「沼」でやや違いが見られたが、ほかのものは大差がなかった。町域別に見てみるとだいたいばらつきが見られ、迫町では「沼」が21.8%で第1位。登米町、東和町、津山町の3町は「山」が抜きんで多く、米山町と南方町では「田畑」がトップになった。このほか目立ったところでは、「川」は登米町、中田町、豊里町で多く、「鳥」は迫町、「花」は石越町で多かった。やはり一口に登米市と言っても、特筆すべき自然環境は地域によって異なり、身近な自然が子どもたちの心の中に大きな影響を与えているものと考えられる。

問3 あなたは、自分の住んでいるところの自然がどれくらい豊かだと思いますか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても自然が豊かなところだと思う。	515	31.8%
2 どちらかといえば自然が豊かなところだと思う。	667	41.3%
3 自然の豊かさはふつうぐらいのところだと思う。	363	22.4%
4 どちらかといえば自然がとぼしい(豊かではない)ところだと思う。	42	2.6%
5 ひじょうに自然がとぼしい(豊かではない)ところだと思う。	30	1.9%

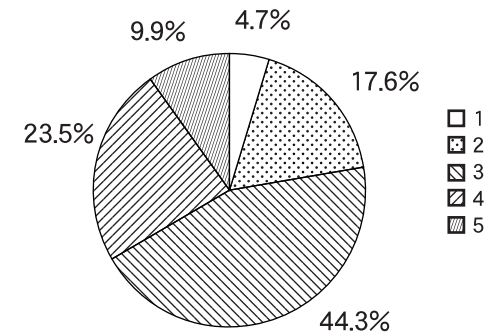


＜解説＞

市全体の7割以上(73.1%)の子が「自然が豊か」と答えており、ふるさとの自然の豊かさを実感している子が大多数を占めていることがわかる。18歳以上の市民では58%であったことを考えると、大人よりも子どもたちの方がより多く「自然が豊か」と感じているようである。地域別に見てみると、東和町、津山町では「とても自然が豊か」と答えた子が過半数を超えており、「どちらかといえば自然が豊か」を含めると、東和町では約9割、津山町と米山町では8割を超えている。「自然が乏しい」と答えた子は全体ではごくわずかにとどまるが、迫町では8.2%と、他の町域に比べるとやや多かった。

問4 あなたは、自分の住んでいるところがどれくらい発展していると思いますか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても発展しているところだと思う。	76	4.7%
2 どちらかといえば発展しているところだと思う。	284	17.6%
3 発展の程度(ていど)はふつうぐらいのところだと思う。	716	44.3%
4 どちらかといえば発展していないところだと思う。	381	23.5%
5 まったく発展していないところだと思う。	160	9.9%



＜解説＞

市全体では、「ふつうぐらい」と答えた子が最も多いが、「発展していない」と答えた子が33.4%に達し、「発展している」と答えた子の22.3%を11ポイントほど上回っている。18歳以上の市民では、「発展していない」が5割、「発展している」が1割であったので、子どもたちは大人よりも「発展している」と感じているようである。

地域別に見てみると、登米町、東和町、石越町、津山町の4町で「発展していない」と感じている子が4割を超えており他の地域比べるとやや多いが、それでも18歳以上の市民では「発展していない」と答えた方が東和町では8割、津山町では7割に達したのに比べると、子どもは大人ほど「発展していない」とは感じていないようである。小学生と中学生でも感じ方にはかなりの開きが見られ、小5では「発展している」が32.1%で「発展していない」が17.7%なのに対し、中3では「発展している」が13.0%で「発展していない」が48.5%と逆転している。成長するにしたがって「発展していない」と感じる割合が高まる傾向にあるようである。

問5 あなたは、自分の住んでいるところがどれくらい住みやすいと思いますか。(自分の考えに最も近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1 とても住みやすいところだと思う。	492	30.4%
2 どちらかといえば住みやすいところだと思う。	515	31.9%
3 住みやすさはふつうぐらいのところだと思う。	461	28.5%
4 どちらかといえば住みにくいところだと思う。	105	6.5%
5 ひじょうに住みにくいところだと思う。	44	2.7%

